

教育委員会定例会事項書

令和2年6月4日(木)
9:30～ 三重県庁講堂

1 開会宣言

議事録署名者 北 野 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 議 題

議案第 15 号 令和3年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について

4 報 告 題

報告 1 三重県文化財保存活用大綱の最終案について

報告 2 県立学校の部活動の取扱いについて

5 閉 会 宣 言

報告 1

三重県文化財保存活用大綱の最終案について

三重県文化財保存活用大綱の最終案について、別紙のとおり報告する。

令和2年6月4日提出

三重県教育委員会事務局
社会教育・文化財保護課長

三重県文化財保存活用大綱の最終案について

1 大綱策定の背景と経過

(1) 背景

我が国では、過疎化・少子高齢化など社会情勢の変化により、文化財を取り巻く環境が悪化し、文化財の滅失や散逸等の防止が喫緊の課題となっています。また、未指定を含めた文化財を、まちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組むことが必要となっています。

平成31年4月1日に施行された改正文化財保護法では、都道府県の教育委員会が文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を示し(法第183条の2第1項)、市町村の教育委員会が域内における文化財の保存・活用に関する総合的な計画(文化財保存活用地域計画)を作成する(法第183条の3第1項)ことで、地域における文化財の計画的な保存・活用が推進できるよう、制度が整えられました。

県教育委員会では、国が示した指針に基づき、県内で見られる課題を整理するとともに、本県における文化財の保存・活用・継承のための基本的な方向性を明確化することで市町による文化財保存活用計画策定への取り組みが進むよう、「三重県文化財保存活用大綱」を策定することとしました。

(2) 経過

大綱策定の経過は、次のとおりです。

日時	内容・名称	内容
令和元. 5. 27	第1回三重県文化財保存活用大綱策定部会	方針の検討
令和元. 6. 3	三重県議会(教育警察常任委員会)報告	方針の説明
令和元. 6. 20	教育委員会定例会 報告	方針の説明
令和元. 10. 28	第2回三重県文化財保存活用大綱策定部会	中間案の検討
令和 2. 2. 4	第3回三重県文化財保存活用大綱策定部会	中間案の検討
令和 2. 3. 9	教育委員会定例会 報告	中間案の報告
令和 2. 3. 12	三重県議会(教育警察常任委員会)報告	中間案の報告
令和 2. 3. 18	パブリックコメント 開始	令和 2. 4. 17 まで
令和 2. 5. 18	第4回三重県文化財保存活用大綱策定部会	最終案の検討
令和 2. 6. 4	教育委員会定例会 報告	最終案の報告
令和 2. 6. 19 (予定)	三重県議会(教育警察常任委員会)報告	最終案の報告

2 最終案について

三重県文化財保存活用大綱の中間案に係る県議会等からいただいたご意見、及びパブリックコメント等をふまえ、**別冊**のとおり最終案をとりまとめました。最終案の概要は以下のとおりです。

(1) 県議会からのご意見への対応について

令和2年3月12日の教育警察常任委員会でもいただいた中間案に対する意見への対応は、次のとおりです。

番号	最終案項目・ページ	意見	対応
1	第2章 三重県における文化財保存・活用・継承の基本方針 第1節 文化財	6 人づくりや地域づくりへ活用されることが「課題」という見出しの中で整理されているが、「課題」ではなく「めざす姿」ではないのか。	ご指摘をふまえ、第2節の表題を「三重県がめざす文化財保護のすがた」に変更しました。

(2) 県民等からのご意見への対応について

令和2年3月18日から同年4月17日にかけて実施したパブリックコメント等による主な変更点は、次のとおりです。

番号	最終案項目・ページ	変更内容	備考
2	第5章 文化財の保存・活用・継承を図るために講じる措置 第1節 保存 (4) 文化財の把握調査	28 ・天然記念物に保護管理指針に関する内容を追記	文化財保護審議会委員意見
3	第5章 文化財の保存・活用・継承を図るために講じる措置 第1節 保存 (6) 文化財の状況把握と所在確認	33 ・文化財の所在確認に関することと文化財保護指導委員に関する内容を追記	パブリックコメント意見
4	第5章 文化財の保存・活用・継承を図るために講じる措置 第3節 継承 (4) 県として重点的に保存、活用の措置を講じる文化財	38 ・県として重点的に保存、活用を講じる文化財の位置づけを追記	内部精査

5	第5章 文化財の保存・活用・継承を図るために講じる措置 第4節 専門的人材の確保と育成 (1) 県の取組	39 ～ 40	・県文化財保護指導委員のスキルアップ等に関する県の取組を追記	パブリックコメント意見
---	--	---------------	--------------------------------	-------------

(3) パブリックコメントについて

本大綱の中間案について実施したパブリックコメントの概要は次のとおりです。

■パブリックコメント意見募集期間

令和2年3月18日(水)～令和2年4月17日(金)

■意見内容

①意見数

3人から11件の意見をいただきました。

②項目別意見件数

項目	件数
はじめに	1
第1章 大綱策定の目的と位置づけ	1
第2章 三重県における文化財保存・活用・継承の基本方針	2
第3章 文化財の定義と対象	0
第4章 三重県の風土的特徴	1
第5章 文化財の保存・活用・継承を図るために講じる措置	2
第6章 防災及び災害発生時の対応	0
全般	4
合計	11

■意見への対応状況

対応区分	件数
① 意見や提案内容を反映させていただくもの	4
② 意見や提案内容が既に反映されているもの	3
③ 今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	3
④ 反映または参考にさせていただくことが難しいもの	1
⑤ その他(①～④に該当しないもの)	0
合計	11

3 今後の対応について

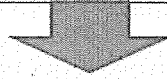
県議会等からいただいた貴重なご意見を踏まえ、本大綱を完成させるとともに、完成後は市町、文化財所有者等に本大綱を周知し、本県の文化財が大切に守り伝えられるよう、市町や文化財所有者等に対し、適切な技術的、財政的支援を進めます。

三重県文化財保存活用大綱 概要

<<基本的な方針>>

【目標】

- 全ての人が、本県の文化や地域の歴史等を学び親しみ、心豊かな生活を送る
- 文化財の価値が未永く守り伝えられ、将来の県民もその価値を享受する



特色ある歴史的風土に生まれ、地域の中で守り伝えられてきた多くの有形・無形の文化財が、地域への愛着や誇りを育むための人づくりや地域づくりに活用されていることが必要

- ① 適切な保存
- ② 有効な活用
- ③ 確実な継承
- ④ 文化財の災害対応

三重県が重視する
文化財保護の4つの柱

<<文化財保存・活用・継承への県民力の結集に向けて>>

地域社会総がかりで文化財の保存・活用・継承に取り組むため、県民力を結集し、多様な主体それぞれが当事者としての役割を担っていく。

(1) 文化財所有者の役割

文化財を保護する直接の当事者として、日常の維持管理を行い、可能な限り公開するなどの活用を行う。

(2) 「地域」の役割と期待

地域社会総がかりで文化財を保存・活用・継承するための活動の推進。

(3) 行政の役割

文化財の保存・活用・継承に必要な支援と情報発信の強化。

災害に備えたネットワーク構築と緊急時のレスキュー活動。

(4) 高等教育機関、企業等への期待

<高等教育機関>専門性を活かした研究の進展と学術的指導や助言、人材育成

<企業等>文化財と共存する環境づくりや必要に応じた支援。

別添 1

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

趣旨

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

概要

1. 文化財保護法の一部改正

(1) 地域における文化財の総合的な保存・活用

① 都道府県は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できる

【第183条の2第1項】

② 市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。計画作成等に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、協議会を組織できる（協議会は市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要な者で構成）

【第183条の3第1項、同条第3項、第183条の9】

【計画の認定を受けることによる効果】

【第183条の5、第184条の2】

・ 国の登録文化財とすべき物件を提案できることとし、未指定文化財の確実な継承を推進
・ 現状変更の許可など文化庁長官の権限に属する事務の一部について、都道府県・市のみならず認定町村でも行うことを可能とし、認定計画の円滑な実施を促進

③ 市町村は、地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を文化財保存活用支援団体として指定できる

【第192条の2、第192条の3】

(2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

① 国指定等文化財の所有者又は管理団体（主に地方公共団体）は、保存活用計画を作成し、国の認定を申請できる

【第53条の2第1項等】

【計画の認定を受けることによる効果】

【第53条の4等（税制優遇は税法で措置）】

・ 国指定等文化財の現状変更等にはその都道府国の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化
・ 美術工芸品に係る相続税の納税猶予（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

② 所有者に代わり文化財を保存・活用する管理責任者について、選任できる要件を拡大し、高齢化等により所有者だけでは十分な保護が難しい場合への対応を図る

【第31条第2項等】

(3) 地方における文化財保護行政に係る制度の見直し

① 下記2.により地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、当該地方公共団体には地方文化財保護審議会を必置とする

【第190条第2項】

② 文化財の巡視や所有者への助言等を行う文化財保護指導委員について、都道府県だけでなく市町村にも置くことができることとする

【第191条第1項】

(4) 罰則の見直し

① 重要文化財等の損壊や毀棄等に係る罰金刑の引き上げ等

【第195条第1項等】

2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により地方公共団体の長が担当できるようにする

【地教法第23条第1項】

施行期日

平成31年4月1日

別 冊

三重県文化財保存活用大綱
(最終案)

令和 2 (2020) 年 6 月

三重県教育委員会

<<凡例>> 修正箇所について

- ① ~~文字~~……中間案から削除した部分
- ② 文字……中間案以降に追記した部分

三重県文化財保存活用大綱(最終案) 目次

はじめに	(1)
第1章 大綱策定の目的と位置づけ	(2)
第1節 大綱策定の背景と目的	
(1) 人口減少、少子・超高齢化社会の進行と文化財	
(2) 自然災害への対応	
(3) 文化財保護法改正と国の動き	
(4) 大綱の策定	
第2節 大綱の位置づけ	
(1) みえ県民力ビジョン	
(2) 三重県教育ビジョン	
第2章 三重県における文化財保存・活用・継承の基本方針	(6)
第1節 文化財	
(1) 文化財保護の意味	
(2) 文化財保護の重要性の高まり	
(3) 三重県の文化財保護推進の課題	
(4) 文化財保護の基本方針	
第2節 三重県がめざす文化財保護のすがた～文化財保存・活用・継承への県民力の結集に向けて～	
(1) 文化財所有者の役割	
(2) 地域の役割と期待	
(3) 行政の役割	
(4) 県と市町の役割分担	
(5) 高等教育機関、企業等への期待	
第3章 文化財の定義と対象	(9)
第1節 文化財の定義	
第2節 文化財の種類	
(1) 国指定等文化財	
(2) 県指定等文化財	
(3) 市町指定等文化財	
(4) 埋蔵文化財	

- (5) 国登録文化財
- (6) 無指定の文化財

第3節 県内の状況

第4章 三重県の風土的特徴……………(13)

第1節 三重県の自然・歴史環境の概要

- (1) 自然環境の概要
 - ア 地形
 - イ 気候
 - ウ 地質
 - エ 水系
 - オ 動植物の生育
- (2) 歴史的環境概要
 - ア 原始（旧石器～古墳時代）
 - イ 古代（飛鳥・奈良・平安時代）
 - ウ 中世（平安時代末期～室町・戦国時代）
 - エ 近世（江戸時代）
 - オ 近代・現代（明治～昭和時代）
- (3) 生活文化概要
- (4) 三重地域の地域的特色

第2節 三重地域の地域区分

- (1) 地域区分の考え方
- (2) 地域の地域区分（ステージ4）について
- (3) 市町の地域区分（ステージ3）について
- (4) 地域区分の柔軟性について

第5章 文化財の保存・活用・継承を図るために講じる措置……………(28)

第1節 保存

- (1) 文化財の把握調査
- (2) 指定等による保護
- (3) 文化財の記録作成
- (4) 埋蔵文化財の保護と調査
- (5) 無指定の文化財の保護

第2節 活用

- (1) 情報発信
- (2) 文化財の公開
- (3) まちづくりと観光誘客

第3節 継承

- (1) 市町による文化財保存活用地域計画の策定
- (2) 個別文化財の保存活用計画
- (3) 所有者や市町等が行う文化財修理・整備等の取組への支援方針
- (4) 県として重点的に保存、活用の措置を講じる文化財

第4節 専門的人材の確保と育成

- (1) 県の取組
- (2) 市町の取組

第6章 防災及び災害発生時の対応……………(42)

第1節 対応方針

- (1) 方針の位置づけ
- (2) 災害規模による対応

第2節 事前の備え

- (1) 想定される被害と防災対策
- (2) 『三重県地域防災計画』での位置づけ
- (3) 文化財リストの作成

第3節 災害発生時直後の対応

- (1) 『三重県地域防災計画』での位置づけ
- (2) 被災文化財等への対応
- (3) 国及び関係機関との連携

第4節 災害後の対応

第7章 文化財の保存・活用・継承の推進体制……………(52)

- (1) 県の組織（本庁）
- (2) 県の組織（関係機関）
- (3) 県の付属機関、会議

資料

- 別表1 三重県作成の文化財関係資料
別表2 三重県文化財保護審議会委員名簿

はじめに

日本列島のほぼ中央に位置する三重県は、南部に紀伊山地、北部に鈴鹿山脈を擁し、東に伊勢湾・熊野灘を臨み、個性豊かな自然環境に恵まれています。伊勢湾をとりまく河川にはネコギギ、大阪湾へと注ぐ河川にはオオサンショウウオ、山間部にはカモシカといった特徴的な生物の生息が見られます。また、本県は近畿地方の東部であるとともに東海地方の一角でもあり、交通の要衝として日本列島東西の文化が交わっています。そのため、歴史的には江戸時代の「お伊勢詣り」で盛行を極めた伊勢神宮をめぐる様々な文化や、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」といった特色ある有形・無形の歴史・文化遺産が本県に数多く残されています。これらの文化財は、県民の貴重な財産として今後も守り伝えられ、県民の皆さんが心豊かな生活を送るための糧として親しまれることが大切です。

しかし一方で、少子高齢化、過疎化の進行等により、文化財の維持管理や伝統的な行事の継承が困難となってきています。また、気候変動や開発等に伴う自然環境の変化による貴重な動植物の絶滅等も危惧されており、文化財の確実な保護が求められています。

平成 31(2019)年 4 月に施行された改正文化財保護法では、文化財を取り巻く諸環境の変化に対応し、地域社会総がかりでその保存と活用に取り組む必要があることが示され、都道府県の教育委員会は域内の文化財の総合的な保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定することができると位置づけられました。そこで本県では、「三重県文化財保存活用大綱」を策定し、本県における文化財の保存・活用・継承について、その基本的な方向性を明確化するとともに、県内においてその取組を進めていくうえでの共通の基盤を示しました。この大綱が有効に活用され、文化財の保存・活用・継承保護が一層効果的に進むことを願っています。

第1章 大綱策定の目的と位置づけ

第1節 大綱策定の背景と目的

(1) 人口減少、少子・超高齢社会の進行と文化財

本県の人口は平成 20(2008)年をピークに減少局面に入り、令和 22(2040)年には平成 22(2010)年と比べて約 35 万人少ない 150 万人にまで減少すると推計されています。中でも県南部地域の人口は昭和 30(1955)年をピークに減少を続けており、令和 22(2040)年にはピーク時の約半分となる 22 万人前後まで減少すると推計されています。また、年少人口（0～14 歳）は西暦 1980 年代頃にわずかな上昇傾向を示した後は減少し続けており、このままでは、西暦 2040 年には西暦 1990 年頃の半分である 20 万人を割り込むという推計もなされていますⁱ。

二木島祭（熊野市）やゲーター祭（鳥羽市）等、県を代表する民俗行事の休止が示しているように、これまで文化財を守り伝えてきた集落や地域コミュニティの存続が難しくなっています。人口減少や少子高齢化の影響と考えられ、文化財の担い手を確保するための対策が求められています。

(2) 自然災害への対応

平成 23(2011)年 9 月に発生した台風第 12 号による紀伊半島大水害は県南部を中心に大きな被害をもたらし、文化財では世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」が被災しました。近年の気候変動は、想定外の集中豪雨や洪水を日本列島各地に引き起こしており、将来の発生が危惧されている南海トラフ地震は、本県に大災害をもたらすと想定されています。これらの自然災害は、人命を脅かすだけでなく、文化財にも甚大な被害を及ぼしますが、被災地が復興するにあたり、守り伝えられてきた文化財が地域の象徴として大きな役割を果たすことが、東日本大震災等の経験を経て改めて認識されました。

文化財を自然災害からどのように守っていくのかが、大きな課題となっています。

(3) 文化財保護法改正と国の動き

平成 31(2019)年 4 月 1 日に文化財保護法（以下「法」という。）が改正・施行されました。この法改正は、人口減少や少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であること、指定文化財だけでなく無指定文化財も含めた保護対策が必要であること、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承への取組が必要であること、等が趣旨となっています。

また、地域における文化財の計画的な保存・活用を推進するため、都道府県は文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱が策定できること（法第 183 条の 2 第 1 項）、市町村は域内における文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を、

ⁱ 県の人口については、三重県『三重県人口ビジョン』（平成 27(2015)年 10 月）を典拠としました。

都道府県の大綱を勘案して作成できること（法第 183 条の 3 第 1 項）とされています。

（４）大綱の策定

以上の背景により、法第 183 条の 2 第 1 項ⁱに基づき、三重県における文化財の保存・活用と、それを継承ⁱⁱしていくための基本的な方向性を明確化するとともに、県内においてその取組を進めていくうえで共通の基盤を示すため、「三重県文化財保存活用大綱」を策定します。

なお、本大綱は上記を目的とするため、特定の期間を設定しないこととします。ただし、改正の必要が生じた場合には、速やかに対応するものとします。

第 2 節 大綱の位置づけ

三重県の総合的な計画として『みえ県民力ビジョン第三次行動計画』（令和 2（2020）年 4 月）が、教育分野に関する計画に『三重県教育ビジョン』（令和 2（2020）年 3 月）があります。本大綱は、このうちの文化財に関する個別指針として位置づけられます。

また、防災や災害対応に関する関連計画として「三重県地域防災計画」があり、本大綱はこのうちの文化財に関する方針を具体的に示したものと位置づけられます。

また、関連する計画として『三重県景観計画』、『新しいみえの文化振興方針』等がありま

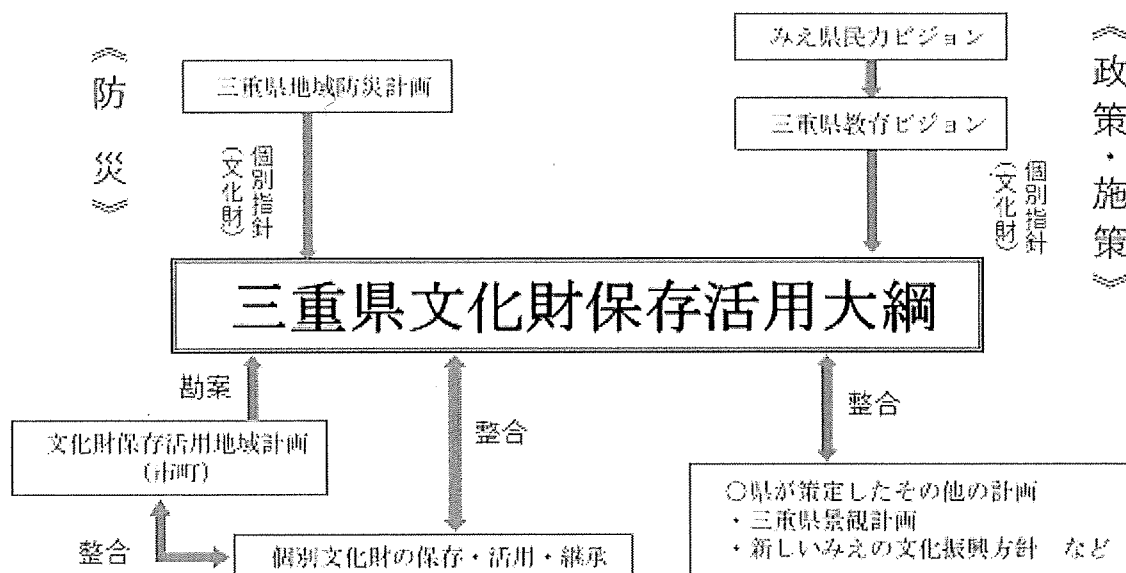


図 1 県文化財保存活用大綱と関係計画等

ⁱ 文化財保護法第 183 条の 2 第 1 項には、「都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。」とあります。

ⁱⁱ 「継承」は、文化財の種類に関わらず後世へと守り伝えることを指します。

す。本大綱は、これら各種計画と整合性を図っています。

市町が策定する文化財保存活用地域計画は、「文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案」（法第 183 条の 3）して作成することとされています。また、個別文化財の保存・活用・継承についても、本大綱と整合した取組が求められます。

（１）みえ県民カビジョン

『みえ県民カビジョン第三次行動計画』では、「施策 227 文化と生涯学習の振興」に、以下のように示しています。

■ 県民の皆さんとめざす姿（令和 5 年度末での到達目標）

年齢や障がいの有無、国籍などにとらわれず、全ての県民の皆さんが文化や地域の歴史等に学び親しみ、豊かな感性や創造性等を育みながら、心豊かな生活を送っています。

また、生涯にわたって、あらゆる世代の県民の皆さんが、あらゆる機会に学習することができ、その成果が社会に生かされています。

■ 現状と課題（文化財に関する課題）

過疎化・少子高齢化の進行、気候変動等に伴う自然環境の変化により、文化財の滅失や散逸等の防止が課題となっています。こうした中、特色ある歴史や風土に生まれ、地域の中で守り伝えられてきた多くの有形・無形の文化財の適切な保存・活用と未来への継承を地域社会総がかりで進めていく必要があります。

■ 取組方向（基本事業 2 文化財の保存・活用・継承）

歴史的・文化的に価値の高い文化財を調査し、特に重要なものについては指定するなど、文化財を将来にわたって守り伝えるための取組を推進します。また、市町における文化財保存活用地域計画の策定などによる文化財の積極的な保存・活用・継承の取組への支援や、防災および災害発生時における文化財保護等のための県内情報ネットワークの整備に取り組みます。

（２）三重県教育ビジョン

『三重県教育ビジョン』では、「基本施策 5 地域の協働と信頼される学校づくり」の中に「7 文化財の保存・活用・継承」として、以下のように示しています。

■ めざす姿

子どもたちをはじめとする多くの方が文化財について学び、親しみ、その価値についての理解を深めることで、地域の宝である文化財が保存・活用・継承されています。

■ 現状と課題

① 本県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や国指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」等、特色ある歴史や風土に生まれた多くの有形・無形の文化財が残されています。今後、新たに価値が認められた文化財は、指定等の手続きを的確に進め、保護を図っていく必要があります。

② 文化財を適切に保存し、次世代へ引き継いでいくことが必要ですが、少子高齢化、過疎化の進行等により、文化財の維持管理や伝統的な民俗行事の継承が困難になって

います。また、自然環境の変化による貴重な動植物の絶滅等が危惧されており、保存に向けた対応が求められています。

- ③ 文化財を保存し継承していくためには、広く文化財への理解を深めるとともに、地域社会総がかりで文化財を保存・活用する環境を整え、魅力ある地域づくりに向けた取組を進めることが求められています。

■主な取組内容

① 文化財の調査と指定

- ・ 文化財を将来にわたって保存、継承するため、県にとって特に重要な文化財については、文化財保護審議会への諮問・答申を経て、指定を行います。また、全国的にみて貴重な文化財については、国指定等となるよう、所有者の意向を確認しながら国への働きかけを積極的に行います。

② 文化財の修復と継承

- ・ 国・県指定等文化財で、修復や再生、継承のための取組が必要なものについては、所有者や市町と調整の上、保存のための支援をするとともに、その活用のための情報発信を積極的に実施します。
- ・ 民俗文化財の継承については、市町や保持団体と密に情報共有を行い、それぞれの実情に応じた対応を行います。
- ・ 貴重な動植物等の保護のため、関係機関と連携して、現状把握調査を実施します。

③ 文化財の保存・活用の推進

- ・ 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や国指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」については、関連する文化財の新たな価値を発見し、一体として保護する地元の気運を高める取組を進めていきます。
- ・ 県内の文化財について、改正文化財保護法に基づき、県文化財保存活用大綱を策定し運用することにより、地域社会総がかりでの文化財保護への取組方針や、市町に対する県の支援方針を明らかにするとともに、防災及び災害発生時における文化財対応のための県内情報ネットワークを構築します。
- ・ 国・県指定等文化財をはじめとした文化財が適切に守り伝えられるよう、地域社会総がかりでの文化財の保存、活用を計画的に進め、市町による文化財保存活用地域計画の策定を積極的に支援します。
- ・ 子どもたちが郷土を愛し、文化財を受け継ぐ人へと育つよう、市町と連携し、子どもたちを対象とした文化財体験イベントや、学校教育での文化財を活用した学習を進めます。
- ・ 県民の皆さんが文化財への理解を深め、学校教育で活用できるよう、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」、国指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」等の魅力ある文化財について、Webサイトの活用等による情報発信を進めます。また、三重県埋蔵文化財センターで公開講座や展示会開催等の取組を進めるとともに、学校、三重県総合博物館(MieMu)、斎宮歴史博物館等との連携を強めます。

第2章 三重県における文化財保存・活用・継承の基本方針

第1節 文化財

(1) 文化財保護ⁱの意味

文化財は「わが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである」(法第3条)とともに、「貴重な国民的財産」(法第4条第2項)です。また、三重県文化財保護条例(昭和32年条例第72号、以下、「条例」という。)では、法に基づき「県にとって重要なもの」を保存するとともに、「活用のため必要な措置を講じ」ることで、「県民の文化的向上に資する」としています(条例第1条)。

文化財の重要性を正しく理解し、活用していくことは、県民の皆さんの生活や文化の豊かさに直接つながります。県民の皆さんによる文化財を活かした活動を支援する仕組みづくりは、県の重要な責務といえます。

(2) 文化財保護の重要性の高まり

文化財を取りまく環境は、人口減少、少子・超高齢化の進行等により、年々厳しさを増しています。この一方で、地域コミュニティを持続し、地域づくりの核となる文化財の重要性はより一層高まっています。

また、県では今後の時代を展望し、生活空間の質の向上を実感できる成熟社会にふさわしい「新しい豊かさ」ⁱⁱの実現に取り組んでいます。文化財の保存・活用・継承は、人々のつながりとともに心の豊かさを育むものであり、この取組に直結するといえます。

(3) 三重県の文化財保護推進の課題

古来より東西文化が交わり、交通の結節点として栄えてきた三重県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」等、特色ある歴史的風土に育まれた有形・無形の文化財が数多く残されています。指定文化財だけでなく、様々な文化財についてもその価値付けを進め、総合的に保存・活用・継承を図っていく必要があります。

文化財には、経年劣化や少子・超高齢化、過疎化等による後継者や担い手の不足、自然災害の多発等、保存・継承に向けた課題が多く、行政による的確な対応が求められています。また、自然環境の変化や開発等による貴重な動植物の絶滅等が危惧されており、保存に向けた対応が求められています。

文化財の保存・活用・継承を進めるためには、多くの県民が文化財について学び、親しみ、

ⁱ 「文化財保護」とは、保存だけでなく、活用・継承を含む総合的な意味として用いています。

ⁱⁱ 「新しい豊かさ」は、『みえ県民力ビジョン第三次行動計画』で定義されたことばで、「経済的な豊かさ」、「社会システムやつながりの豊かさ」、「精神的な豊かさ」の3つの豊かさ全てを高めていくことで享受できる豊かさのことです。

その価値を理解することが大切であり、地域住民を中心とした多様な主体の参画によって、文化財を守り、活かしていく魅力ある地域づくりに向けた取組が求められています。

（４）文化財保護の基本方針

県民の皆さんや、本県を訪れる人びとが、本県の文化や地域の歴史等を学び親しみ、心豊かな生活を送ることが大切です。そして、文化財の価値が末永く守り伝えられ、将来の県民の皆さんも、その価値を享受できることが求められます。

そのためには、特色ある歴史や風土に生まれ、地域の中で守り伝えられてきた多くの有形・無形の文化財は、適切に保存されているとともに、地域への愛着や誇りを育むための人づくりや地域づくりに活用されている必要があります。

このことから文化財は、①適切に保存し、②有効に活用し、③確実に継承していくことが求められます。また、これら全体に通じる課題として、④災害から文化財を守ることが求められます。本県の文化財保護は、この４つの柱を重視して進めていきます。

① 適切に保存する

本県にある文化財は、特色ある歴史や風土に生まれ、地域の中で守り伝えられてきました。これら貴重な財産の価値を明らかにし、将来に向けて適切に保存します。

② 有効に活用する

文化財の魅力を広く発信するとともに、文化財個々の性質に応じた適切な活用を進めることで、文化財を学び、これに親しむ環境づくりと地域づくりにつなげます。

③ 確実に継承する

文化財は、それを守り伝えてきた所有者や地域の財産であるとともに、国民的財産（法第４条）です。そのため、それを守り伝える主役は文化財の所有者の皆さん、文化財を守り伝えてきた地域の皆さん、そして私たち全員です。文化財を後世へと確実に継承するため、県と市町は緊密に連携し、主役である県民の皆さんによる文化財を守り伝える取組を支援します。

④ 災害から守る

文化財を災害から守るため、災害が発生することを念頭に置き、その対応場面を平時、被災時、被災後の３つの時点に区分し、それぞれの場面ごとの対応について、県、市町、所有者等が連携し、ネットワークを構築します。

第２節 三重県がめざす文化財保護のすがた～文化財保存・活用・継承への県民力の結集に向けて～

地域社会総がかりで文化財の保存・活用・継承に取り組むためには、県民力¹を結集し、多様な主体それぞれが当事者として、期待される役割を担っていくことが大切です。

¹ 『みえ県民力ビジョン第三次行動計画』では、「自らの判断と責任のもとで、公共心を持って社会の一員として生きていくこと」を「自立し、行動する」と位置づけています。県民力とはそれらが結集されたものといえます。

(1) 文化財所有者の役割

文化財所有者は、文化財を保護する直接の当事者として、日常の維持管理を行います。また、所有する文化財については、可能な限り公開するなどの活用を行うことが望まれます。

(2) 地域の役割と期待

地域で守られてきた文化財について、文化財の所在する地域の皆さんが中心となって、これからも地域社会総がかりで文化財を保存・活用・継承するための活動を推進することが望まれます。

(3) 行政の役割

県民力を結集し、文化財の保存・活用・継承がなされるよう、文化財の素晴らしさを伝えるための情報発信を強化するとともに、地域ぐるみで行う文化財の保護活動に対する必要な支援を行います。

文化財が適切に保存され、有効に活用されるよう、所有者に対し必要な財政的、技術的支援を行います。

災害時に備え、平時からの情報ネットワークを構築し、被害情報の収集、緊急時のレスキュー活動を実施するための環境整備を行います。

(4) 県と市町の役割分担

広域行政を担う県は、県内全体の文化財に関する情報を集約し、県全域に及ぶ文化財の総合的な調査を実施し、その価値の情報発信を行うとともに、災害が発生した際には文化財レスキューのための拠点的な役割を担います。また、個別文化財に関する課題や市町が作成する文化財保存活用地域計画等について、市町や地域に則した指導・助言を行うとともに、広域にわたる文化財ⁱの保護については市町間の調整を行います。

行政の基礎単位である市町は、管内の文化財について、所有者や地域住民との十分な協議のもと、本県と各市町の特色をふまえ、文化財を総合的に保存し活用するための方策を講じます。

(5) 高等教育機関、企業等への期待

高等教育機関には、専門性を活かした文化財の調査研究を進めるほか、県や市町の文化財保護審議会等を通じた学術的指導や助言、学生への講義等を通じた人材育成、県民の皆さんを対象とした講演会等による文化財の魅力発信等が望まれます。

企業には、地域とともに発展する観点から、文化財と共存する環境づくりとともに、必要に応じた支援が望まれます。

ⁱ 「広域にわたる文化財」には、例えば世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を構成する熊野参詣道（伊勢路）、「地域を定めない天然記念物」であるオオサンショウウオやカモシカなどがあります。

第3章 文化財の定義と対象

第1節 文化財の定義

法第2条に、文化財の定義がなされています。また、法第92条から第108条には埋蔵文化財、第147条から第152条には文化財の保存技術に関する記載があります。これらをまとめると、文化財の区分は以下のようになります(図2)。

- ・有形文化財(建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書、考古資料、歴史資料、その他)
- ・無形文化財(演劇、音楽、工芸技術、その他)
- ・民俗文化財(風俗慣習、民俗芸能、民俗技術、これらに用いられる衣服・器具・家屋・その他)
- ・記念物(遺跡、名勝地、動物、植物、地質鉱物)
- ・文化的景観
- ・伝統的建造物群
- ・埋蔵文化財
- ・文化財の保存技術

これらについて、法第2条では、「歴史上又は芸術上価値の高いもの」並びに「学術上価値の高い歴史資料」(有形文化財)、「歴史上又は芸術上価値の高いもの」(無形文化財)、「生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」(民俗文化財)、「歴史上又は学術上価値の高いもの」(遺跡)、「芸術上又は観賞上価値の高いもの」(名勝地)、「学術上価値の高いもの」(動物、植物、地質鉱物)だとしています。文化財の要件として、「価値が高いもの」「欠くことのできないもの」としていることが共通し、重点が置かれています。

第2節 文化財の種類

(1) 国指定等文化財

文化財のうち、国や地方自治体が重要と認めたものが指定文化財です。

国では「有形文化財のうち重要なものを重要文化財に」(法第27条)、「無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に」(法第71条)、「有形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財に、無形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要無形民俗文化財に」(法第78条)、「記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物に」(法第109条)それぞれ指定しています。また、重要文化的景観及び重要伝統的建造物群保存地区については、市町村の条例等に基づき保護されているもののうち、その価値が特に高いものや重要なものを選定しています(法第134条、同第144条)。

(2) 県指定等文化財

三重県は、法第182条に基づき、条例を制定しています。そして、「県にとって重要なもの

のについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ」ています（条例第1条）。文化財の区分については、法第2条に準拠しています。

（3）市町指定等文化財

県内の市町では、法第182条に基づき各市町の文化財保護条例を制定し、市町ごとに指定文化財を指定し保護しています。また、亀山市では亀山市関宿伝統的建造物群保存条例が制定されており、国選定の同伝統的建造物群保存地区の保護にあたっています。

（4）埋蔵文化財

埋蔵文化財は「土地に埋蔵されている文化財」（法第92条）であり、埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（周知の埋蔵文化財包蔵地）を発掘する場合には、文化庁への届出等が必要とされています。埋蔵文化財は指定文化財としての潜在的価値があり、価値付けが明確になれば、土地は史跡・名勝等に指定され、出土品は有形文化財考古資料として指定されます。また、県教育委員会教育長に届出のあった出土品は、確認のうえ、文化財として認定されます（法第101・102条）。

（5）国登録文化財

登録文化財とは、法第57条及び第132条に基づき、国が「文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置がとくに必要とされるもの」として、文化財登録原簿に登録した文化財のことです。登録文化財には、登録有形文化財、登録有形民俗文化財、登録記念物があります。

登録文化財は法・条例に基づき指定された文化財と比べ、規制が比較的緩やかです。

（6）無指定の文化財

法第2条で規定する文化財のうち、法や条例によって指定・登録等がされている文化財以外の文化財が無指定文化財ⁱです。埋蔵文化財もこれに含めることができます。

無指定文化財には特別な法的規制がありませんが、平成31(2019)年4月1日に改正された文化財保護法に伴い、文化庁は「未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承のための担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくり」が必要であるとしていますⁱⁱ。

ⁱ 法第2条で示されている「文化財」は、法や条例で指定されている文化財（指定等文化財）だけでなく、それ以外のものも含んだ広義のものです。これらには、「未指定文化財」や「非指定文化財」という用語を充てられることがあります。指定を前提とせず大切に守られていく文化財もあるという意味を込め、本大綱では「無指定文化財」という用語で示していきます。

ⁱⁱ 平成30(2018)年6月8日付け文化庁次長通知「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の公布について」

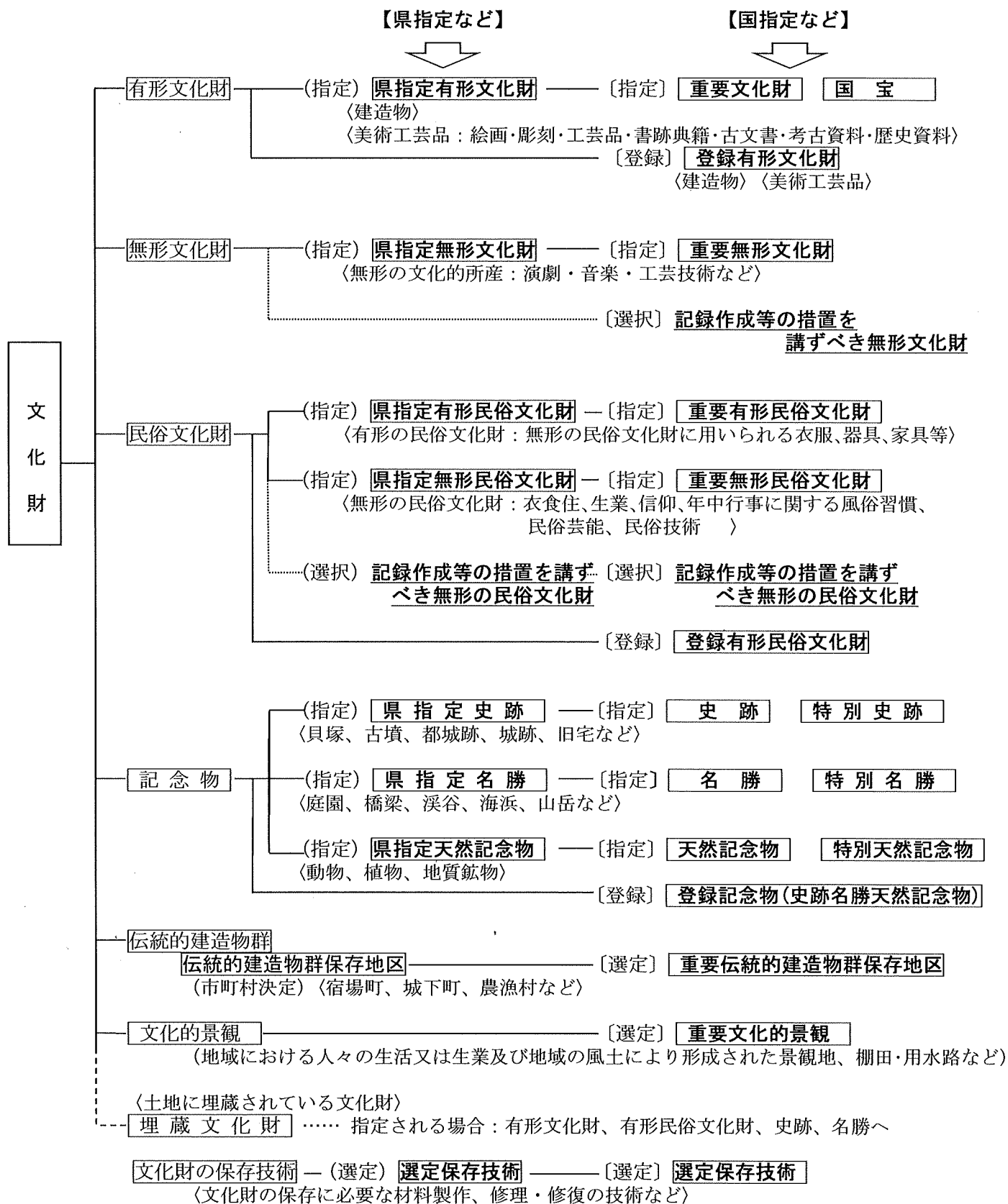


図2 文化財の種類と体系

第3節 県内の状況

三重県内における指定文化財は、表1のとおりです。

表1 文化財の指定等の状況

種別	国指定等	県指定等	計
建造物（うち、国宝2）	25	44	69
絵画	20	44	64
彫刻	67	112	179
工芸品	18	60	78
書跡・典籍・古文書（うち、国宝3）	44	58	102
考古資料（うち、国宝1）	10	31	41
歴史資料	4	10	14
無形文化財	1	2	3
無形民俗文化財	10	38	48
有形民俗文化財	1	25	26
特別史跡	1	—	1
特別天然記念物	2	—	2
特別名勝及び天然記念物	1	—	1
史跡	36	71	107
史跡及び名勝	0	3	3
名勝	6	8	14
名勝及び史跡	1	0	1
名勝及び天然記念物	0	1	1
天然記念物	36	82	118
天然記念物及び名勝	1	1	2
重要伝統的建造物群保存地区	1	—	1
記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財	15	11	26
登録有形文化財	263	—	263
登録有形民俗文化財	1	—	1
登録記念物	2	—	2
合計	566	601	1167

※ 令和2(2020)年3月31日現在

(単位:件)

第4章 三重県の風土的特徴

第1節 三重県の自然・歴史環境の概要

自然環境やその地で展開した歴史は、地域の風土を形成する基盤となっており、県内の市町が文化財保存活用地域計画を策定する場合にも包括的な基礎となります。そのため、これらをふまえた計画の策定は、実態に則するとともに、隣接市町との連携といった広域的な対応を行う場合にも有効です。

(1) 自然環境の概要

ア 地形

三重県は、日本列島本州のほぼ中央、太平洋側に位置しています。県域は東西約 80 km、南北約 170 km で南北に長い県土となっています。行政的には、県の南部から北部にかけて、和歌山県・奈良県・京都府・滋賀県・岐阜県・愛知県と県境を接しています。本県は近畿地方の東部にあたるとともに、東海地方の一角にあたります。

県の東部は海に面し、西部は山地となって隣り合う府県と接しています。海に面した東部のうち、北部は伊勢湾、南部は熊野灘に面しています。北部では、岐阜県・滋賀県境に養老山地・鈴鹿山脈があり、鈴鹿山脈の南には布引山地・高見山地が続いています。これらの山々から東にかけて低い丘陵が続き、伊勢平野へと至っています。布引山地の西側には、信楽山地・笠置山地、室生山地で囲まれた上野盆地・名張盆地があります。

県の南部は大台ヶ原を含む紀伊山地に標高 1,000m 級の山々が連なり、そのまま熊野灘へと至り、リアス海岸を形成しています。

伊勢平野南端の二見浦（伊勢市）、熊野灘沿岸南部の七里御浜（熊野市・御浜町・紀宝町）などは海浜地形の典型であり、道方の浮島（南伊勢町）や須賀利大池（尾鷲市）などの海跡湖も形成されました。

イ 気候

当県の気候は全体に温暖ですが、県域が南北に長いことや地形の影響によって、域内それぞれの特徴があります。伊勢湾沿岸部では冬期に「鈴鹿おろし」や「布引おろし」と呼ばれる北西の季節風が吹きます。また、鈴鹿山脈やそれに近い場所では、冬期に厳しい降雪が見られます。

熊野灘沿岸部は、南方太平洋を北上する黒潮の影響もあり、県内では最も温暖な気候の地域となっています。風伝峠（熊野市・御浜町）では冬期の寒暖差により、「風伝おろし」と呼ばれる、雲が山を伝って流れ落ちるような現象が観察されます。また、大台ヶ原を含む宮川上流部から尾鷲市・熊野市にかけては日本有数の多雨地帯で、年間降水量が 4,000 mm を超えることもあります。伊勢平野部の年平均降水量は 1,800～2,000 mm なので、その多さがうかがわれますⁱ。

上野盆地・名張盆地は内陸部の盆地気候を示し、県内でも年間の寒暖差が激しい地域とな

ⁱ 津地方気象台HP

っています。また、霧の発生が多いのも上野盆地・名張盆地の特徴です。

ウ 地質

本県の地質構造の大きな特徴は、志摩半島北部から櫛田川沿いに県域を東西に横断する大断層、中央構造線の存在です。中央構造線は日本列島を構成する主要4島（北海道・本州・四国・九州）のうち、本州・四国・九州を貫く大断層です。本県では松阪市飯高町月出で露頭が見られ、国指定天然記念物に指定されています（月出の中央構造線）。中央構造線を境に、南側には古生代・中生代の層が広がり、北側には新生代の層群や室生火山岩などが見られます。新生代新第三紀中新世層群のうち、およそ1800万年前から1500万年前とされる一志層群と呼ばれる層には多くの貝化石が包含されており、柳谷の貝石山（津市美里町）や榊原の貝石山（同市榊原町）などが県指定天然記念物となっています。同じ頃の東紀州地域では活発な火山活動があり、熊野酸性岩類が形成されました。県指定天然記念物となっている楯ヶ崎（熊野市）の見事な柱状節理がそれを示しています。

また、伊賀市域北東部には、およそ400万年前から30万年前に形成された古琵琶湖層群が見られます。「古琵琶湖」の名は、現在滋賀県にある琵琶湖が30万年前までは伊賀市域にあり、次第に移動して現在に至っていることを示しています。伊賀市大山田地区には、古琵琶湖層群の最下部にあたる新第三紀鮮新世地層が見られ、ゾウやワニの足跡化石等が確認されています。

エ 水系

県内を流れる河川は、伊勢湾に注ぐ河川、外洋に面する熊野灘に注ぐ河川、淀川水系を通じて大阪湾に注ぐ河川の3つに大きく分けることができます。

伊勢湾に注ぐ河川は、県外にほとんどの水源を持ち県域北端を南流する木曾三川（揖斐川・長良川・木曾川）水系と、県内山地に水源がありほぼ平行して東流する員弁川・鈴鹿川・安濃川・雲出川・櫛田川・宮川・五十鈴川などに二分できます。これらの河川の沖積作用が伊勢平野をおもに形成し、本県の中心的な人間活動の場をもたらしています。県内最大流域面積の宮川は上流に日本屈指の渓谷である大杉谷（大台町）があるほか、各河川の上流域には多くの峻険な渓谷が発達しています。

リアス海岸の熊野灘に注ぐ河川は日本列島有数の最多雨地域にあたります。熊野川を除き流域規模は小さく、銚子川・船津川をはじめとした清流があります。県の南端を流れる熊野川は、紀伊山地に広大な水系を有しており、支流の北山川等で深い渓谷をなし瀬八丁（熊野市）などの景勝地を形成するとともに、「川の道」として世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産となっています。

大阪湾に注ぐ淀川水系に属するのは、上野盆地のほぼ中央を流れる木津川と、名張盆地を流れる名張川ですⁱ。名張川は名張盆地を形成する要因となっており、上流域には赤目四十八滝（名張市）の峡谷があります。

オ 動植物の生息・生育

地球規模の時間的変化のなかで地形・気候・水系等が互いに関連し合った結果、本県には

ⁱ 名張川は、京都府相楽郡南山城村で木津川と合流するので、木津川の支流あたりますが、ここでは2河川は別に扱っています。

多彩な自然環境が形成され、特徴的な動植物の生息・生育（生物多様性）が見られます。地質上の中央構造線よりも北部の県域は、伊勢湾と若狭湾とを結ぶ地質的・生物地理学的な東西の分岐帯上にあたります。一方、中央構造線よりも南部では、山域が海域まで迫る紀伊半島の固有性および南方系の特性をもっています。伊勢湾はイカナゴやハマグリなど豊かな魚介類やアマモの生育が見られ、沿岸域にはシギ・チドリ類などの鳥類が飛来し、海浜にはアカウミガメの産卵場が散見されます。

鈴鹿山脈や紀伊山地を中心とした山岳部では、国の特別天然記念物のカモシカが生息しています。県北部の山麓域は東海地方に特徴的な土壌の特徴を有しており¹、そこで生育しているイヌナシ（桑名市・四日市市）やシデコブシ（菰野町）の自生地は、国の天然記念物となっています。また、御在所岳周辺に生息するキリシマミドリシジミ（菰野町）、山間湿地にあたる^{かれいがわ}嘉例川のヒメタイコウチ生息地（桑名市）、食虫植物のムシトリスミレ（松阪市）などが県の天然記念物に指定されています。

日本有数の豊富な淡水生物が生息する伊勢湾流入水系と淀川水系の二水系をもつ本県は、他の都道府県では見られない多様な生物相が見られます。伊勢湾に流入する水系では、日本列島で東海三県のみで局所的分布をするナマズ目ギギ科の淡水魚であるネコギギが生息しており、国の天然記念物となっています。宮川上流部の大杉谷周辺では、県指定天然記念物である紀伊半島固有のオオダイガハラサンショウウオが分布しています。また、淀川水系の上流域では、名張川水系を中心に世界最大の両生類で国の特別天然記念物であるオオサンショウウオが生息しています。

（２） 歴史的環境概要

ア 原始（旧石器～古墳時代）

日本列島の歴史は、「本州・四国・九州の地域」、「北海道地域」、「沖縄列島地域」の3地域に大きく区分できます。そして、本県が含まれる日本列島の主要部を占める本州・四国・九州の地域については、近畿地方から九州南部にかけての地域（以下、「西日本」と呼称。）、中部地方から東北地方にかけての地域（以下、「東日本」と呼称。）に分けて見ることができます。東日本と西日本は地続きですが、時には対峙し、時には融合しながらそれぞれの文化を展開していることが考古学の成果として分かってきています。本県は、ちょうどその境界地域と位置づけられます。

天白遺跡（松阪市）や森添遺跡（度会町）などの縄文時代の遺跡では、西日本に多い簡素な土器と、東日本に多いダイナミックな文様を施した土器が共存している状況を確認することができます。中国大陸方面から九州へと伝播し、弥生時代を形作ったとされる稲作とそれに関わる文化は、本県を境に東西日本で様相を変えています。納所遺跡（津市）では、稲作文化に関わる農耕具や土器といった出土遺物が数多く見つかり、西日本から伝来した土器（遠賀川式土器）と、県内で独自に改変された土器とが見られます。

古墳時代になると、当時の「ヤマト王権」が位置していた奈良県・大阪府に近い伊賀地域

¹ これを、自然科学の分野では「東海丘陵要素」といいます。

で、いち早く古墳の造営がはじまります。県内最大規模を誇る前方後円墳（御墓山古墳、伊賀市、全長 190m）や、県内随一の前方後円墳群である美旗古墳群（名張市）などは、いずれも伊賀地域にあります。伊勢平野部での古墳造営は伊賀地域よりはやや遅れますが、船形埴輪が配された宝塚 1 号墳（松阪市）をはじめとした古墳が各地で造営されています。集落遺跡では、雲出川河口部（津市・松阪市）で関東・東北・四国といった地域の土器が確認されており、東西日本を結びつけている本県域の特徴をよく示す遺跡の発達が見られます。

イ 古代（飛鳥・奈良・平安時代）

朝鮮半島から仏教文化が到来したことにより、地方豪族による権力の表現方法は、古墳造営から、次第に古代寺院の建立へと変化していきました。県内では、夏見廃寺（名張市）、縄生廃寺（朝日町）、天花寺廃寺（松阪市）などがこの典型例です。

また、奈良時代には中国の律令制を導入した国家体制が確立しました。そして、「五畿七道制」に基づいた地域区分（行政単位）として「国」が置かれ、当時の都である平城京（奈良県）に至る交通網（道）と、そこに含まれる国が定められました。県域には、伊勢平野部を中心とした伊勢国、伊賀盆地を中心とした伊賀国、志摩半島から熊野灘沿岸北部にかけての志摩国、紀伊国に含まれる熊野灘沿岸南部があり、伊勢・伊賀・志摩は東海道、紀伊は南海道となりました。古代に設定されたこの仕組み（国郡制）は、少しずつ形を変えながらもその後の時代まで引き継がれ、県内でも市町村区域（とくに平成の大合併以前）や、小中学校区域に大きな影響を与えています。

表 2 三重県域の古代国郡

五畿七道	旧国	旧郡	現在の市町	県域の地域区分
東海道	伊勢	くわな 桑名	木曾岬町・桑名市	北勢地域
		いなべ 員弁	いなべ市・東員町	
		あさけ 朝明	朝日町・四日市市	
		みえ 三重	菰野町・川越町・朝日町・四日市市	
		かわわ 河曲	鈴鹿市	
		すずか 鈴鹿	鈴鹿市・亀山市	
		あんき 菟芸	鈴鹿市・津市	北勢地域・中勢地域
	あのお 安濃	津市	中勢地域	

		いちし 一志	津市・松阪市	
		いたか 飯高	松阪市	
		いの 飯野	松阪市	
		たけ 多気	松阪市・多気町・明和町・大台町	
		わたらい 度会	玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町・伊勢市	南勢志摩地域
	伊賀	あへ 阿閉	伊賀市	伊賀地域
		やまだ 山田	伊賀市	
		いが 伊賀	伊賀市	
		なはり 名張	名張市	
	志摩	とうし 答志	鳥羽市	南勢志摩地域
		あご 英虞	志摩市・南伊勢町・紀北町・尾鷲市	南勢志摩地域・東紀州地域
南海道	紀伊	むら 牟婁	尾鷲市・熊野市・御浜町・紀宝町	東紀州地域

* 古代の郡名は、現在の呼称と異なるものがあります

* 古代の郡境は不明確な箇所もあり、現在の市町と完全に一致しません

郡の中には、さらに小さい行政単位として郷（里）がありました。郷（里）は複数の集落がまとまった単位で、現代に置き換えると小学校区程度のまとまりに近いものです。また、平安時代後期頃からは荘園制が進み、地域のまとまりにも影響を及ぼしました。

古代にはじまった「国一郡一郷（里）」は地域区分の原点となり、多少の変動はありますが、中世・近世・近代を経て現代につながっています。

当時の行政府として、国には国衙こくが、郡には郡衙ぐんが（郡家ぐんけ）が置かれ、政治的・経済的な支配が行われていました。国衙の政庁域を国庁といい、伊勢国庁は鈴鹿市、伊賀国庁は伊賀市、志摩国庁は志摩市にありました。また、古代国家によって最も重要な神社とされた伊勢神宮（伊勢市）には、代々の天皇ごとに未婚の女性皇族さいおう（斎王）が派遣され、その宮殿としての斎宮と、政務機関としての斎宮寮が設置されていました。斎宮跡（明和町）や離宮院跡（伊

勢市)はその遺跡です。

伊勢神宮は、平安時代前期から後期にかけて、^{いなべ}員弁・^{あさけ}朝明・^{みえ}三重・^{あのを}安濃・^{いいの}飯野・^{いたか}飯高・^た多氣・^{わたらい}度会の8郡が伊勢神宮直轄の領地である「神郡」として編成され、国家的な保護がなされていました。今の鳥羽市・志摩市・南伊勢町等の沿岸域で採集された良質の海産物が神宮へ納められる仕組みが整ったのもこの時期です。

ウ 中世(平安時代末期～室町・戦国時代)¹

平安時代末期頃には、伊勢神宮とその神官(神主)によって^{みその}御園・^{みくりや}御厨と呼ばれる所領が日本列島に数多く形成されました。御園・御厨は、神宮膝下の本県域にはとくに集中していますが、東日本を中心に本州・四国・九州の各地に点在しています。遠方の御園・御厨からの収益を伊勢神宮へと搬送するためもあって、現在の伊勢市から志摩半島にかけては多くの港町があり、太平洋を通じた海運に大きな影響力を持っていたのも伊勢神宮でした。

また、熊野三山(熊野新宮:和歌山県新宮市、熊野本宮:同県田辺市、熊野那智:同県東牟婁郡那智勝浦町)も日本列島各地に影響を有し、本県では特に県南部の熊野市・御浜町・紀宝町が関わりの深い地域です。熊野三山もまた海運に強い影響力を持つ一方、近隣地域に住まう武士(土豪)^{どごう}は「熊野水軍」を組織し、各地での活動が見られます。

伊勢神宮と熊野三山には、室町時代頃から参詣者が多数訪れるようになりました。世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は、それを示す遺産といえます。

これら宗教勢力とともに、室町・戦国時代には武力によって地域を支配する勢力が各地に登場しました。県域の代表的な勢力が北畠氏で、^{たげ}多気(津市美杉町)を拠点に現在の津市域から志摩市・度会町・大台町域あたりまでの広い範囲をその影響下に置きました。また、伊勢平野中部では、安濃川流域の長野氏や鈴鹿川上流域の関氏が独自の勢力を持っていました。これとは別に、伊勢平野北部や伊賀盆地・東紀州地域では中小規模の在地土豪が群在していました。伊勢平野北部では「^{きたかた}北方一揆」や「^{じっか}十ヶ所人数」、伊賀地域では「^{いが}伊賀惣国一揆」と呼ばれる地縁に基づく集団が地域支配を行っていたと考えられています。伊賀盆地の土豪は、「忍者」の原型とも考えられている小規模領主で、伊賀盆地には彼らが造った小ぶりで方形の城館が多数見られ、独特の景観をかたち作っています。

エ 近世(江戸時代)

江戸時代は、中世に育まれた武家による支配が完成した時代です。各地に置かれた藩が行政単位となり、藩は城郭を中心とした城下町をその中心に据えました。県内で営まれた代表的な近世城郭と城下町には、長島(桑名市)・桑名・菰野・神戸(鈴鹿市)・亀山・津・久居(津市)・松坂(松阪市)・田丸(玉城町)・鳥羽・伊賀上野(伊賀市)・名張などがあります。江戸時代の藩は時期によって面積や数に拡張がありますが、四日市市・鈴鹿市域付近には小規模な藩が多数あることが本県の特徴となっています。

この中でも、本県に大きな支配地を持っていたのが津藩(藤堂家)と紀州藩(紀伊徳川家)です。津藩は津城を本拠とし、支城の伊賀上野城、支藩の久居藩(津市)、一門の名張陣屋

¹ 安土桃山時代、あるいは織豊期と呼ばれる16世紀後葉については、ここでは「中世」に含めています。

(名張市)がありました。紀州藩は和歌山城(和歌山県)を本拠とし、和歌山県全域から本県南半部に広がる広大な藩領を有していました。本県内では、松坂城・田丸城が支城で、白子(鈴鹿市)・奥熊野(熊野市)には代官所を設置していました。津藩と紀州藩は、本県域の近世地域社会にとって大きな存在だったと考えられます。また、幕府の直轄領もあり、四日市には代官所(陣屋)が、伊勢神宮に対しては山田奉行所(伊勢市)が置かれていました。

この時代は、全国各地で街道の整備がされました。徳川将軍家が居住する江戸(東京都)を発着地とする「五街道」のひとつである東海道は、県内では桑名市・朝日町・四日市市・鈴鹿市・亀山市を通っています。また、伊勢神宮へと通じる伊勢街道・伊勢別街道・伊勢本街道や、初瀬街道・和歌山街道・伊賀街道・熊野街道などの重要な道があります。これらの街道整備によって人びとの往来が盛んとなり、室町時代頃からはじまった伊勢神宮への参詣(伊勢参宮)は、江戸時代に最盛期を迎えました。江戸時代後期には、年間500万人もの人びとが参宮に訪れたという研究もあります。外宮の前に形成された山田・宇治(伊勢市)は参宮客で賑わい、「観光都市」の先駆けとして全国屈指の大都市へと成長しました。参宮客が往来する県内の街道沿線もよく賑わい、東海道の関宿(亀山市)で見られる、間口の狭い民家が街道沿いに立ち並ぶ景観は往時の姿を今に伝えています。また、伊勢別街道の沿線でもあり、巨大建築物が立ち並ぶ伽藍のある高田本山専修寺(津市)も江戸時代に整備され、御影堂・如来堂という国宝建造物が建立されました。

交通路は、沿線地域の活性化だけでなく、文化を育む動脈ともなりました。「俳聖」と呼ばれる松尾芭蕉(伊賀市)、国学を大成した本居宣長(松阪市)、本草学の権威であった野呂元丈(多気町)、北海道の探検に大きな足跡を残した松浦武四郎(松阪市)などの登場は、交通路の整備によって育まれた文化の醸成と深く関わっています。

当時の経済界では、「伊勢商人」の存在が極めて大きいものでした。伊勢商人とは、伊勢国出身で江戸(東京都)に出店した人びとの総称です。江戸は当時、世界的にも屈指の大都市でしたが、そこに伊勢商人の店棚が林立していました。彼らは、県内で生産された良質の木綿等を扱い、白子・松坂・津などに本拠を持ち、江戸へと搬送し売買することで莫大な利益を得ていました。旧長谷川邸(松阪市)や旧小津邸(同)等は松坂を拠点とした伊勢商人の豪邸で、往時が偲ばれます。

伊勢商人の活躍を支えたのが海運です。伊勢湾内の海運は中世からの伝統に改良を加えたものです。また、南伊勢町出身の河村瑞賢らによって太平洋側の航路整備もなされました。

オ 近代・現代(明治～昭和時代)

明治維新を経て、日本は近代国家への道を歩み始めました。本県域では、明治政府が進めた廃藩置県・版籍奉還を経て安濃津県・度会県が設定され、明治9(1876)年には現在の三重県が成立しました。また、明治22(1889)年には市制・町村制が施行されました。これによって県内に成立した1,817の町村は、複数の集落(大字)がまとまった行政区です。これらは、江戸時代以前に育まれた一定の地縁や地域関係を念頭に置いた区割りであったため、結果的に、中世に存在していた荘園や郷とよく似た範囲となりました。とくに、明治時代後期に成立した村は、現在の小学校区に引き継がれていることが多く、現在の基礎的な地域単位となっています。

明治時代には、国による富国強兵・殖産興業政策、そして文明開化・近代化の名の下に推し進められた欧風化志向により、江戸時代とは一線を画する様々な文化が広がりました。四日市港旧港湾施設（四日市市）や末広橋梁（同市）は、日本の近代化を進めた遺産として貴重です。建造物では、伝統的な和風建築に洋風の要素が取り入れられました。豪商の邸宅である諸戸家住宅（桑名市）や、明治期の学校建築である県立上野高等学校明治校舎（旧三重県第三尋常中学校、伊賀市）、旧小田小学校校舎（伊賀市）等は、その風情を今に伝えています。また、綿糸紡績業は県内の近代化を推進した重要産業で、四日市・津・松阪・伊勢などに工場や倉庫が立ち並んでいました。

（３） 生活文化概要

伊勢平野・伊賀盆地では、古代以来稲作を中心とした農業が営まれています。また畑作では、現在全国３位の生産高を誇る茶葉をはじめ、伊勢沢庵（ダイコン）、キンコ（サツマイモ）、蓮台寺柿、伊勢イモなどの特産品が生産されてきました。こういった農業の営みの中から、磯部の御神田（志摩市）や虫送り行事・山神行事（尾鷲市・明和町ほか県内各地）をはじめ、県内各地で行われている農業に関連する行事が育まれました。

豊かな農業生産物を背景に、酒造業や醸造業なども盛んで、酒、味噌、醤油が各地で製造されています。また、良質な陶土が確保できる北勢や伊賀では窯業が盛んに行われ、萬古焼や伊賀焼はその代表的なものです。こうした醸造家や窯業家の建物の中には、今日も工場や店舗として使用されながら守り伝えられてきたものがあります。

伊勢湾沿岸では、近世の「その手はクワナの焼き蛤」の洒落句で知られたハマグリ漁や、明治時代以降盛んになったウナギの養殖など、地域に即した漁業が盛んに行われてきました。また、鳥羽・志摩のリアス海岸では、海女によるアワビやサザエ、イセエビなどの素潜り漁や真珠などの養殖が行われています。さらに、熊野灘沿岸では、鯨漁や地引網漁が近世以降盛んに行われてきました。水産加工品の生産も盛んで、サンマの丸干しのほか、サメノタレ、カラスミ、ナマリブシなどの干物もよく知られています。これら漁業に関わる祭礼行事として、県内各地で行われている鯨船行事があります。

三重県の文化の中で、伊勢参宮に代表される「旅」は大きな位置を占めています。主に旅行者向けに作られた「餅菓子」は広く街道沿いに分布し、本県に特徴的な菓子文化を形づくっています。伊勢神宮や二見浦（伊勢市）などの観光地では多くの旅館が営まれ、中には今なお近世・近代以来の建物で営業を続ける旅館もあります。さらに、明治時代から敷設された鉄道は、今日では文化遺産としても親しまれ、近鉄宇治山田駅（伊勢市）のように国登録有形文化財となっているものもあります。

人々の暮らしの中、正月や盆など季節の節目で行われる行事は、四季の変化を教え、気分を刷新し、新たな生活への希望を与えています。各地で行われるお頭神事（獅子舞）、羯鼓踊り（かんこ踊り・かっこ踊り）、祇園祭、念仏会などは、その地に根ざした年中行事として今も大切に伝承されています。

(4) 三重地域の地域的特色

以上のことから、三重地域の特徴はつぎのようにまとめることができます。

- ① 日本列島本州のほぼ中央に位置する本県は、海岸地形・山地・地質などに多彩な景観が見られ、特徴的な動植物を育みました。
- ② 地域の多彩な自然環境は、相互に関連を持ちつつも個性的な地域文化や生業を地域の各所に展開する基礎となりました。
- ③ 近畿地方の東部に位置し、本州東部（東日本）との接点に位置することから、陸上・海上交通の結節点として、日本列島の中で重要な歴史的役割を果たしました。
- ④ 伊勢参宮による日本列島規模での往来が本県で展開したことにより、人が行き交う場所であることに根ざした特徴的な文化を育んできました。

第2節 三重地域の地域区分

(1) 地域区分の考え方

以上で見たように、三重地域では様々な文化が生まれ、その結果、素晴らしい文化財が各地に残されています。これらは、全体として三重県が誇る文化・文化財ですが、それを育んできたのは、それぞれの文化・文化財が存在する地域であり、過去も含めてその地域で生まれ育った人びとです。つまり文化財は、それが所在する地域が持つ特性によってかたち作られてきたのであり、三重地域の文化や文化財は、個々の地域の集合体として考えることができるのです。そのため、文化財を保存・活用し、後世へと継承する取組を進めるためには、個々の地域の特性をふまえることが求められます。

それでは、三重地域における個々の地域とはどのようなもののでしょうか。第1節で見た古代の日本で整えられた「国—郡—郷（里）」の区分は、国家の支配体制であるとともに重層的に示された地域区分でもあります。これを現代に置き換えてみると、「国」に相当するのが現在の都道府県、「郡」に相当するのが平成の大合併ⁱ後の市町村、「郷（里）」にあたるのが小学校区ⁱⁱと見ることができます。もちろん、市町村には大小があるので、古代の「国」に近い面積の市や、古代の「郷（里）」に近い市町もあります。

文化財には、古代の「国」という範囲で共通性を見ることができるものもあれば、もう少し小さい「郡」や「郷（里）」の範囲でまとまるものもあります。また、現在の市町域を前提とした場合でも、その範囲では完結せず、隣接する別の市町や小学校区と強いつながりを持つ文化財や、ひとつの市町域に、単純な一括りができない特色を持つ複数地域がある場合もあります。文化財、あるいは文化と言ってもよいでしょうが、適切な文化財の保存・活用・継承を行うためには、様々なまとまり（重層性）をふまえることが大切です。

地域の重層性を、本大綱では「ステージ」と表現し、1～5のステージに区分します。こ

ⁱ 平成7(1995)年に公布された合併特例法をきっかけに、平成18年までに進んだ市町村合併のことです。これ以前、三重県内には69の市町村がありました。

ⁱⁱ 少子化が進行した現在は小学校の統廃合が進んでいます。ここでいう小学校区は、統廃合が進む前の、おおよそ昭和50年代頃までのものを前提としています。

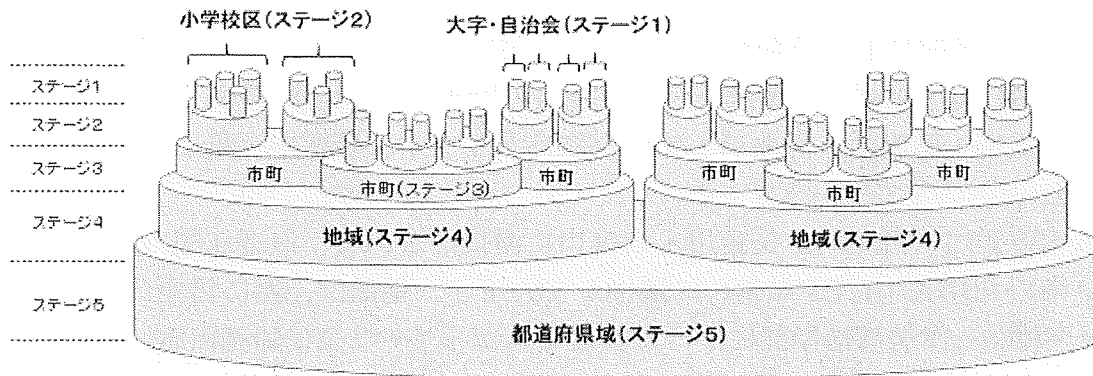


図 3 地域区分 (ステージ) 概念図

れらを模式的に示したのが図3です。

■ステージ1

現在の大字にあたる地域で、自治会の単位となっている区域も多くあります。盆行事や祭礼行事等が営まれる単位でもあります。

■ステージ2

昭和50年代頃までの小学校区程度のまとまりにあたります。自治会では連合自治会が営まれる単位、あるいは、ステージ2は、明治22(1889)年施行の市制・町村制のうち、町・村に相当するものです。さらに遡れば、中世・近世の郷に相当する場合があります。

■ステージ3

現在の中学校区、平成の大合併前の市町村域に概ね相当します。平成大合併によって区域の広がった市町は、ステージ3の中でも大きなものといえます。

■ステージ4

複数市町を単位とする、大きな県内区分にあたります。『三重県景観計画』(平成19(2007)年12月公表、最終変更平成29(2017)年1月)では地勢・地形、水系、植生、古代の国分け、江戸時代後期の藩領等、文化財の観点とも共通する様々な要因の考慮のもと、県内を北勢・中勢・伊勢志摩・伊賀・東紀州に区分しています。本大綱では『三重県景観計画』の5地域区分を援用し、「伊勢志摩」を「南勢志摩」と読み替えます(第4図)。

■ステージ5

三重県域全体をステージ5とします。

(2) 県域の地域区分 (ステージ4) について

ステージ4とした県域の5地域区分は、つぎのような特徴があります。

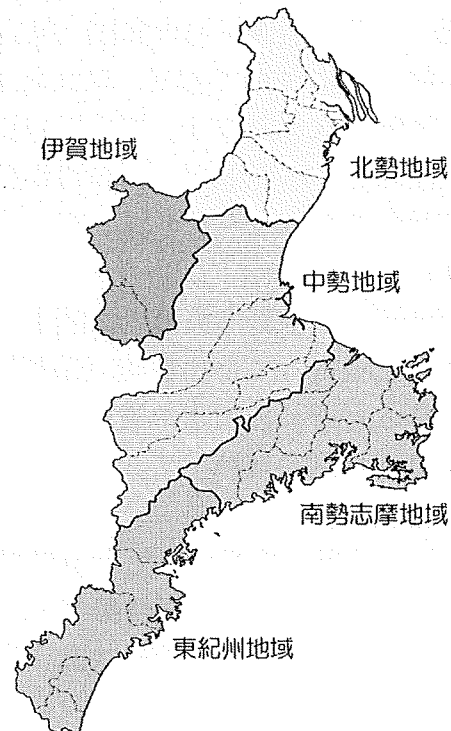


図 4 三重県域の地域区分

■北勢地域

旧伊勢国のうち、北部にあたる地域です。これに該当するのは、木曾岬町・桑名市・いなべ市・東員町・朝日町・川越町・菰野町・四日市市・鈴鹿市・亀山市です。旧郡では、桑名郡・員弁郡・三重郡・朝明郡・河曲郡・鈴鹿郡にあたります。鈴鹿市・亀山市を北勢南部、他を北勢北部と細分することもできます。

北勢地域は木曾三川（揖斐川・長良川・木曾川）河口部があり、旧近江国（滋賀県）・旧美濃国（岐阜県）・旧尾張国（愛知県）に隣接しています。地形は、西に鈴鹿山脈が南北に連なり、その東麓から伊勢湾沿岸部にかけて集落が広がっています。鈴鹿山脈には国指定特別天然記念物であるカモシカが生息しています。また、伊勢湾に注ぐ河川の固有種である国指定天然記念物のネコギギが生息しており、北勢地域ではとくに員弁川と鈴鹿川が特筆できます。また、同じく伊勢湾沿岸部に生息する特徴的な植物としてシデコブシがあり、菰野町や桑名市に良好な自生地が見られます。

この地域は、江戸時代には、旧尾張国方面から七里の渡しに至り、鈴鹿峠を越えて旧滋賀国へと通じる東海道のほか、同じく鈴鹿山脈を越える八風峠道・千草峠道が通じていました。養老山地の東西を通り、旧美濃国方面へと通じる美濃道や巡見道と呼ばれる街道もあります。このように、北勢地域は陸上交通を中心とした東西交通の要衝であるとともに、隣接する近江・美濃・尾張地域との関係が深いという特色を持っています。

■中勢地域

旧伊勢国のうち、中部にあたる地域です。これに該当するのは、津市・松阪市・明和町・多気町・大台町です。旧郡では、菴芸郡・安濃郡・一志郡・飯高郡・飯野郡・多気郡が該当します。津市を中勢北部、他を中勢南部と細分することもできます。

中勢地域は、伊勢湾西岸部の主要部を占めています。西部は布引山地・堀坂山系・高見山地を通じ、旧伊賀国・旧大和国（奈良県）に接しています。安濃川・雲出川・櫛田川などの河川が伊勢湾に注いでおり、広大な平野を形成しています。また、西部では上記河川の他、宮川上流域が含まれます。雲出川の流域は、ネコギギの生息が確認されています。また、櫛田川の流域を、地質学的に日本列島を東西に縦断する中央構造線が通っており、河川流域に独特の景観を形成しています。宮川上流域では、大杉谷・大台ヶ原といった紀伊山地の一角があります。

この地域は、伊勢本街道（松阪市内）や初瀬街道（津市・松阪市）などによって旧大和国や、伊賀を経由して旧山城国（京都府）と通じています。また、北勢地域や伊賀地域から、伊勢神宮へと通じる街道が当地で交差しています。このため、歴史的には京都・奈良方面とのつながりが深い地域です。

■南勢志摩地域

旧伊勢国南部（旧度会郡）と旧志摩国にあたる地域です。これに該当するのは伊勢市・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町・鳥羽市・志摩市です。大紀町の一部と南伊勢町は熊野灘に面しており、室町時代以前は旧志摩国に属していましたⁱ。大紀町の南西部は旧紀伊国（江戸時代以降、紀北町）に接しています。自然環境や文化財の状況は、後に触れる東紀州地域

ⁱ 三重県『三重県史』通史編中世(2020年)。

とともに、熊野灘沿岸部としてまとめることも可能です。

南勢志摩地域には、伊勢湾に注ぐ一級河川の宮川があり、その河口部には伊勢神宮があります。江戸時代に伊勢参宮客で大いに賑わったのもこの地域です。また、宮川河口部の大湊（伊勢市）や鳥羽などは、海運の要となる港町として栄えました。リアス海岸に象徴される海の地域では、海女をはじめとした海の生業が特徴的です。このように、伊勢志摩地域は伊勢神宮を核とした独自の文化を形成しつつ、海を通じて東日本とも深いつながりを持っていました。

■伊賀地域

旧伊賀国にあたる地域です。これに該当するのは、伊賀市・名張市です。北部は旧近江国（滋賀県）と旧山城国（京都府）、西部は旧大和国（奈良県）、東部は旧伊勢国と接しており、それぞれの地域とは街道が通じています。京都府・奈良県といった近畿地方中心部に隣接しているため、伊賀地域はとくに近畿地方中心部との文化的共通性が高い地域として、県内の他地域と異なった独自性があります。

伊賀地域は、伊賀盆地を中心とした海のない地域です。域内を流れる木津川水系の河川は、淀川を通じて大阪湾へと注いでおり、県内ではこの地域のみの特徴です。

■東紀州地域

旧紀伊国のうち、明治時代に三重県に編入された北牟婁郡・南牟婁郡に相当する地域です。これに該当するのは、紀北町・尾鷲市・熊野市・御浜町・紀宝町です。西側は旧大和国に接しています。江戸時代以前には、紀北町と尾鷲市は旧志摩国に、熊野市・御浜町・紀宝町は紀伊国に属していました。このため、前者を東紀州北部、後者を東紀州南部に細分することもできます。

東紀州地域は伊勢志摩地域から続くリアス海岸が見られるとともに、七里御浜に象徴される州浜の景観も見られます。また、この地には世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産である熊野参詣道（伊勢路）が通っています。熊野三山（和歌山県）とは至近距離であり、三重県の他地域では見られない独自の文化を形成しています。

（3）市町の地域区分（ステージ3）について

文化財の保存・活用・継承の核となる現在の市町（ステージ3）は、地域区分から見ると中間の位置にあたります。しかしその対象は、市町の面積や、平成の大合併で多くの自治体が合併した場合（津市・松阪市・志摩市・大紀町など）と、そうでない場合（鈴鹿市・名張市・朝日町・明和町など）によって大きく異なります。また、平成の大合併前であっても、明治22(1889)年町村制施行時の町村（ステージ2にあたる）が数多くあった市町がありません（表3）。

ステージ1の数が多いほど地域の個性は豊富となります。しかし、それらはいくつかのまとまりとして把握できる場合もあります。文化財を守り伝えるためには、明確なストーリーを構想しながら地域を見ていくことも大切です。

(4) 地域区分の柔軟性について

地域とは人によってつくられるものです。これまで見てきた地域区分は主な行政上の区分を中心に見てきましたが、この枠組には収まらない場合も多くあります。とくに、隣り合う地域との境目はそれほど明確ではない場合も多く見られます。この場合、隣り合う市町や、場合によっては都道府県が連携し、文化財の保存・活用を行っていくことが適切です。

ここでは、それぞれのステージ毎にいくつかの事例を掲げておきます。

■ステージ5

- ・世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」等を構成する範囲（三重・奈良・和歌山）
- ・日本の海女漁の技術（三重・石川等）
- ・東海道（三重・愛知・滋賀）
- ・木曾三川河口部（三重・岐阜・愛知）
- ・淀川支流木津川水系（三重・奈良・京都）

■ステージ4

- ・東海道（北勢・中勢）＊古代東海道の場合は伊賀も含む
- ・斎宮と伊勢神宮（中勢・南勢志摩）
- ・室町時代の北畠氏（北勢・中勢・南勢志摩・東紀州・伊賀）
- ・江戸時代の紀州藩（中勢・南勢志摩・東紀州）
- ・江戸時代の津藩（中勢・伊賀）
- ・リアス海岸、古代志摩国（南勢志摩・東紀州）
- ・カモシカ（北勢・中勢・南勢志摩・東紀州）

■ステージ3

- ・古代から近世にかけての郡域（四日市市と朝日町、津市と松阪市、伊賀市と名張市等）
- ・伊勢街道、伊勢本街道、熊野参詣道等の街道や峠越えの道（県内各地）
- ・亀山藩（亀山市・鈴鹿市）、鳥羽藩（鳥羽市・志摩市）などの藩領
- ・^{かんこ（かっこ）} 羯鼓踊、盆行事などの民俗行事（伊賀市・亀山市・伊勢市等）
- ・オオサンショウウオ（名張市・伊賀市）
- ・ネコギギ（いなべ市・亀山市・松阪市等）

表3 三重県の地域区分一覧（ステージ2～4）

ステージ4	ステージ4 （細分）	ステージ3	ステージ3 細分 （旧市町村）	ステージ2 明治22年段階の町村数 （＊は一部を含む）
北勢	北勢北部	木曾岬町	木曾岬町	1
		桑名市	長島町	3
			多度町	5
			桑名市	1 1

		いなべ市	員弁町	3		
			大安町	5		
			北勢町	4		
			藤原町	5		
			東員町	東員町	4	
			菰野町	菰野町	5	
			朝日町	朝日町	1	
			川越町	川越町	1	
			四日市市	四日市市	2 4 *	
				楠町	1	
	北勢南部	鈴鹿市	鈴鹿市	2 2 *		
		亀山市	亀山市	1 0 *		
			関町	6 *		
	中勢	中勢北部	津市	河芸町	3	
芸濃町				5 *		
美里村				3		
安濃町				4		
津市				1 6		
久居市				8 *		
香良洲町				1		
白山町				6		
一志町				4 *		
美杉村				7		
中勢南部				松阪市	嬉野町	6 *
		三雲町	4			
		松阪市	2 2 *			
		飯南町	2			
		飯高町	4			
		多気町	多気町	4		
			勢和村	3 *		
		明和町	明和町	5		
		大台町	大台町	2		
			宮川村	3		
		南勢志摩	南勢	伊勢市	御菌村	1
					二見町	2
					小俣町	1
伊勢市					1 1 *	

		玉城町	玉城町	4 *	
		度会町	度会町	4	
		大紀町	大宮町	2	
			大内山村	1	
			紀勢町	2	
		志摩	南伊勢町	南勢町	5 *
				南島町	4
			鳥羽市	鳥羽市	7
			志摩市	磯部町	3
				阿児町	6 *
大王町	3 *				
志摩町	5				
浜島町	1				
伊賀	伊賀	伊賀市	阿山町	4 *	
			伊賀町	4 *	
			上野市	1 6 *	
			大山田村	3	
			島ヶ原村	1	
			青山町	4	
		名張市	名張市	1 0 *	
東紀州	東紀州北部	紀北町	紀伊長島町	4	
			海山町	3	
		尾鷲市	尾鷲市	5	
	東紀州南部	熊野市	熊野市	8 *	
			紀和町	3	
		御浜町	御浜町	4 *	
		紀宝町	紀宝町	3 *	
鵜殿村	1 *				

第5章 文化財の保存・活用・継承を図るために講じる措置

第1節 保存

(1) 文化財の把握調査

法や条例の趣旨に即して国民的財産として文化財を総合的に保存・活用していくには、域内の調査を行い、どこにどんな文化財があるのかを把握することが必要です。なお、調査にあたっては、文化財が所有者の財産であることを前提とした丁寧な対応が求められます。

■県の取組

県は、全県的・広域的な状況を把握するための調査をします。地域を定めない文化財や、広域に及ぶ文化財のうち、県が実施する必要があると考えられるものについては、関係市町との連携のもと、県が調査を実施し、文化財保護に必要な情報を関係市町と共有します。

三重県では、別表1に示した全県的（一部、地域的なものを含む）な^{しっかい}悉皆調査を行っていますが、調査から十数年を経ているものもあります。これらのうち、最新状況の収集や新たな価値の発見等による必要が生じた場合には、県は関係市町等と協議のうえ、追加・補足調査を行うとともに、市町が実施する県の調査に基づく詳細調査への支援をします。

天然記念物については、その環境変化は人為的な開発等によるものばかりでなく、自然に変化していく場合もあります。そのため、とくに動植物をはじめとした天然記念物に対しては、時節に応じた保護管理の方針を立て、それを関係機関で共有していくことが大切です。

三重県では、生息調査や分布調査等を積み重ねることにより、平成15(2002)年・同24(2012)年に特別天然記念物オオサンショウウオ、平成17(2005)年に天然記念物ネコギギ、平成21(2009)年に県指定天然記念物オオダイガハラサンショウウオの保護管理指針を策定し、これに基づき天然記念物の保護をしています。今後は、最新の調査情報を踏まえ、環境変化に則した適切な保護ができるよう、保護管理指針の見直しを常に行っていきます。

■市町の取組

市町は、前章で見た県域の特徴や地域区分をふまえ、管内にある文化財を対象とした調査を行います。また、具体的な保存の方針を見極めるため、必要に応じ、個々の文化財に対する詳細調査を実施します。また、県が実施する広域調査や天然記念物の保護管理に連携して取り組みます。

■所有者等への期待

文化財の所有者は、文化財が持つ公共性について理解を示すとともに、県や市町が実施する調査については、個々の財産権が侵害されない範囲での協力をすることが望まれます。

■県民の皆さんへの期待

居住地の近隣で文化財の調査が実施される際には、その重要性を理解するとともに、調査が円滑に進むため、必要に応じ可能な限りの協力を行うことが望まれます。

■高等教育機関等への期待

大学等の高等教育機関においては、専門的知識を活かした学術的調査・研究を推進し、文化財の本質的価値の理解深化や、新たな価値の発見に努めることが望まれます。

(2) 指定等による保護

■県による指定文化財の指定と保護

指定文化財は、法や条例に基づき保護されています。そのため、改変（現状変更）に対しては一定の規制がある一方、修理や記録作成など保存のために必要な措置を講じるにあたっては、指定文化財の区分（国・県・市町）によって、予算の範囲内で補助金の交付等による支援があります。

指定文化財は、法によって貴重な国民的財産と位置づけられています。そのため、県は現在指定されている文化財について、所有者と協力しながらその保護を進めるとともに、今後とも調査を進め、守るべき文化財については新たに指定を行う努力が必要です。

県は、条例に基づき指定されている文化財について、その保護のために必要な財政的技術的支援を行います。また、県にとって重要と考えられる文化財について、市町の意見を聞きながら、県文化財保護審議会による審議のもと、指定を行い保護します。三重県では、県指定候補文化財の推薦については市町を通じ実施しています。市町からは、県教育委員会からの照会（依頼）に基づき、「三重県指定文化財推薦の目安」（平成27(2015)年9月）を参考として推薦がなされています。

これにあたっては、県が実施した県内全域に及ぶ下記等の調査に基づき、市町で改めて詳細調査を行い、市町指定文化財としたうえで市町から県指定文化財候補として推薦する方法があります。

- ・『三重県近代和風建築総合調査』の成果に基づく、近代和風建築の指定・登録の推進
- ・『三重の近世社寺建築』等に掲載された建造物の指定等に向けた詳細調査の推進
- ・『三重県石造物調査』Ⅰ・Ⅱに基づく、石造物の指定等の推進
- ・民俗行事の調査に基づく指定等の推進
- ・埋蔵文化財（重要遺跡）の発掘調査に基づく出土遺物や史跡への指定等の推進

■国指定文化財に向けての取組

その価値が県の範囲を超えると考えられる文化財については、県は国や県文化財保護審議会委員、該当市町と協議しながら国指定文化財となるための取組を行います。

■市町による文化財の指定と保護

市町は、市町文化財保護条例に基づき、域内の文化財のうち該当市町にとって重要と考えられる文化財について、市町指定文化財として保護しています。また、新たな価値が発見された文化財については、市町文化財保護審議会等による審議のもと、指定を行い保護しています。さらに、その価値が市町の域を超える文化財については、県と協議のうえ、県指定文化財候補として推薦しています。

■登録文化財の保護

指定文化財が強い法的規制（県・市町による指定の場合は条例による規制）を受けるのに対し、国の登録文化財制度の法規制は緩やかです。また、登録することによって所有者への税制優遇措置もあります。国の登録制度を活用し、国が設ける各種補助金を有効に利用することが町並みや集落、記念物を保護していくために効果的です。

市町は、国の照会に基づき、文化財所有者の意向を確認したうえで登録を推薦します。県はその推薦に基づき、国へ申請を行います。

■所有者による保護

文化財所有者は、指定等文化財の価値を認識するとともに、それを守り伝えるため日常的な維持管理を行うこととします。また、経年劣化の進行や、毀損や破損が生じた場合には、関係する市町や県と協議のうえ、修理を実施することとします。

■県民の皆さんへの期待

県民の皆さんは、文化財が持つ公共的性格をふまえ、指定等文化財の価値を守り伝えるための所有者等による取組への理解を深めるとともに、必要に応じ可能な限りの協力を行うことが望まれます。

(3) 文化財の記録作成

文化財保護のため、記録作成は有効な手段です。記録作成には、文字・図面・写真等による記録（報告書）と映像・音声による記録があります。作成した記録は学術的な調査研究の基礎資料となるだけでなく、万一、文化財が滅失・休止した際に、復元や再現の重要な根拠にもなります。さらに、文化財の価値を広く伝える際にも役立ちます。こうしたことから、個別の文化財において、記録を作成しておくことが望まれます。特に、無形の文化財（無形文化財、無形民俗文化財）の記録作成は極めて重要で、積極的に取り組むことが必要です。

■県の取組

県は、市町に対し、個別の文化財について記録を作成するよう働きかけます。特に、無形の文化財については、『無形民俗文化財記録作成の指針』（三重県教育委員会、平成29(2017)年)に沿った作成を呼びかけるとともに、必要な助言と支援を行います。

■市町の取組

市町は、域内の個別文化財について、修理事業や整備事業に合わせて報告書を作成するなど、個別の文化財の記録を蓄積していきます。また、無形の文化財については、文化財保持団体等と協力して文化財の現状把握を行うとともに、記録作成を進めます。さらに、こうした文化財の記録は、図書館やインターネット等で広く公開する等により、文化財の価値を広く伝えていきます。

■所有者、管理団体、保持団体等の取組

所有者、管理団体や保持団体等は、文化財の記録作成に主体的に取り組むとともに、その成果を所在地で公開するなど、文化財の存続に向けた取組を行います。

■県民の皆さんへの期待

県民の皆さんは、居住地の近隣で調査や、所有者や保持団体等が文化財の記録作成を行う場合には、その取組への理解を深めるとともに、必要に応じ可能な限り協力を行うことが望まれます。

(4) 埋蔵文化財の保護と調査

国土開発に伴う滅失の危機から遺跡を保護するために設けられたのが埋蔵文化財の保護

制度ですⁱ。

埋蔵文化財行政が実施する発掘調査は、①記録保存のための発掘調査、②保存・活用のための発掘調査、③試掘・確認調査、に分けられますⁱⁱ。埋蔵文化財は地中に埋もれているため、その所在を把握する詳細分布調査が必要です。また、現在は周知の埋蔵文化財包蔵地になっていない土地であっても、掘削により遺跡が発見される場合があります。

記録保存のための発掘調査については、事前に保護のための協議を行い、どうしても保存が不可能な箇所についてのみの調査とします。開発にかかる埋蔵文化財の発掘調査等については、原則として市町が実施することとなっていますが、広域性や公共性、調査の規模及び調査体制等を勘案し、状況に応じた対応を行っています。

埋蔵文化財は潜在的な価値を内包している文化財であり、地中に埋もれていることから通常はその価値は不鮮明ですが、発掘調査の実施によって価値が鮮明化するという性格があります。一方で、発掘調査は不可逆的であり、調査した箇所は二度と調査前の状態に戻すことはできません。そのため、上記①～③の区分に関係なく、慎重かつ正確に実施される必要があります。

発掘調査現場で現地説明会等を開催し、広く一般に公開することは、文化財の重要性を発信するのに効果的です。また、出土遺物の展示や公開講座等を開催することで、発掘調査した遺跡の価値を広く公開することも重要です。

■ 県の取組

県は、埋蔵文化財保護の基礎となる詳細遺跡分布地図が未作成な市町に対し、その整備を呼びかけるとともに、必要な支援を行います。

開発地に埋蔵文化財が存在する場合は、可能な限り発掘調査を伴わないよう協議・調整します。開発による破壊が避けられない場所については、記録保存のための発掘調査を実施します。発掘調査の途中や終了段階では、条件が整う場合には現地説明会の開催を原則とします。調査終了後は、その成果を報告書としてまとめ、県民の皆さん等が閲覧可能な場所に配布する一方、講演会や展示会などを通じ、広く成果の還元を図ります。

市町が実施する発掘調査等について課題が生じた場合、県は相談に応じるとともに、必要に応じた技術的支援を行います。

■ 市町の取組

市町は、埋蔵文化財保護の基礎となる管内の詳細遺跡分布地図の作成及び更新に努めることとします。

開発地に埋蔵文化財が存在する場合は、可能な限り発掘調査を伴わないよう協議・調整します。開発による破壊が避けられない場所については、記録保存のための発掘調査を実施することとします。発掘調査の途中や終了段階では、条件が整う場合には現地説明会の開催を原則とします。調査終了後は、その成果を報告書としてまとめ、県民の皆さん等が閲覧可能

ⁱ 開発に伴う埋蔵文化財の取り扱いに関しては、昭和 29(1954)年の文化財保護法改正で明確に位置づけられました。

ⁱⁱ 文化庁『行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準（報告）』（平成 16(2004)年)の区分に基づきます。

な場所に配布する一方、講演会や展示会などを通じ、広く成果の還元を図ります。

■事業者への役割と期待

開発行為に際しては、埋蔵文化財包蔵地を極力避けるよう努め、やむを得ず埋蔵文化財包蔵地での工事を行う場合には、法令に則した手続きを行うこととします。また、発掘調査の実施にあたっては、それが文化財であることをふまえ、調査の実施及び調査途中や終了段階に県や市町が実施する現地説明会の実施や講演会、展示会等に対し、可能な限りの協力を行うこととします。

■県民の皆さんへの期待

居住地の近隣で埋蔵文化財の調査が実施される際には、その重要性を理解するとともに、調査が円滑に進むため、必要に応じ可能な限り協力を行うことが望まれます。

(5) 無指定の文化財の保護

無指定の文化財は、法や条例による指定・登録等はされていませんが、その文化財が所在する地域にとって、欠かせない「宝」となっている事例が数多く見られます。平成31年4月1日の法の改正趣旨として、「未指定文化財も含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくこと」¹の必要性がうたわれています。

本大綱では、文化財保護の基礎資料として、文化財の所在や内容等を記載したリスト（以下、「文化財リスト」という。）を市町が作成し、それに基づいて保護を行うものとしています。無指定の文化財についても、「文化財リスト」に掲載されたものを対象とします。

■県の取組

県は、価値の高い無指定の文化財を認識した場合には、県文化財保護審議会委員の意見等に基づき、その保護について市町や所有者と連携して検討し、適切な保護に努めます。また、文化財リストに基づき、災害発生時の対応（第6章）を行います。

■市町の取組

市町は、既存の自治体史や調査を参考に、文化財保存活用地域計画を策定した場合にはその内容をふまえ、無指定の文化財についても文化財リストを作成するとともに、その情報を県と共有することとします。なお、文化財リストは必要に応じ加除が可能なものとし、文化財所有者の意向をふまえて作成するものとします。

市町は、価値の高い無指定の文化財を認識した場合には、指定文化財や登録文化財として、法や条例に基づいて保存することも含めた保護方法を柔軟に検討していくことが重要です。この場合、県と情報共有するとともに、所有者や地域の意向をふまえた協議を進めることが大切です。

■所有者等の取組

所有者等は、文化財の価値をふまえ、可能な限り保存・活用していくことが望まれます。また、新たな価値が発見された場合には、登録や指定等について、市町や県との話し合いを持つことが望まれます。

¹ 文化庁作成「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要」（平成31(2019)年4月1日付）による。

■県民の皆さんへの期待

県民の皆さんは、所有者等と連携し、無指定の文化財が地域文化の財産として守り伝えられるよう可能な限りの協力を行うことが望まれます。

(6) 文化財リストの更新の状況把握と所在確認

文化財が現在どのような状況に置かれているのか、あるいは、所在そのものを確認することは、保存のための基礎的な活動です。また、文化財は所有者・所在場所の変更や、年月を経る中で状態の変化や劣化等の発生が考えられます。

このため、定期的な文化財巡視と、文化財リストを常に最新の状態にしておくことが求められます。

■県の取組

県は、県文化財保護指導委員による文化財の巡視とともに、国・県指定文化財の所在確認調査を定期的実施します。また、市町から提出された文化財リストを最新の状態に保つため、市町に対し定期的な所在確認調査を呼びかけるとともに、それを集約します。

■市町の取組

市町は、改正法で可能となった文化財保護指導委員の設置（法第191条第1項）を行い、域内の文化財巡視の強化を図るなどの手段により、文化財の状況把握と所在確認を進めます。また、文化財リストを最新の状態に保つため、文化財所有者と適宜連絡をとり、その情報を県と共有します。

■所有者等の取組

所有者等は、県・市町・文化財保護指導委員等による巡視や状況調査に応じるとともに、所有者や所在場所の変更があった場合には速やかに市町等に連絡することが求められます。

■県民の皆さんへの期待

県民の皆さんには、県・市町・文化財保護指導委員等による文化財の巡視や状況調査に理解を示すとともに、文化財の毀損や劣化等と思われる状況を確認した場合には、所有者等や県及び関係市町文化財保護部局へ連絡することを望みます。

第2節 活用

(1) 情報発信

文化財を守り伝えるためには、有効に活用することが大切です。文化財の活用には、文化財の本質的価値が維持されることを大前提にするとともに、県民の皆さんの文化環境向上に資することを意識した積極さが求められます。そのため、文化財の本質的価値の情報発信は、活用の第一歩に位置づけられる重要な取組です。

■県の取組

県は、域内にある文化財の価値を内外に発信するほか、必要に応じ、市町と連携した情報発信を行います。また、県埋蔵文化財センター、県総合博物館、斎宮歴史博物館、県立美術館等では、文化財の魅力発信のために次のような事業を適宜実施します。

- ・ 県が管理する遺跡出土品の定期的な展示及びその解説
- ・ 文化財の展示等の普及公開
- ・ 学校教育と連携した教材作成や文化財の活用
- ・ 文化財の魅力を分かりやすく伝えるための解説、講演会等の開催
- ・ 文化財の体験型イベントの開催

■市町の取組

市町は、域内にある文化財の価値を内外に発信するほか、必要に応じ、県と連携した情報発信を行うこととします。市町はそれぞれの個性を活かし、展示や公開講座等を開催することが望まれます。

■所有者及び県民の皆さんへの期待

文化財の所有者や県民の皆さんには、県や市町が実施する文化財の情報発信について、可能な限り協力することが望まれます。

(2) 文化財の公開

文化財の公開は、本物を目にする絶好の機会であるため、可能な限り実施することが望まれます。その際には、所有者の意向を尊重するとともに、文化財の本質的価値が損なわれないよう、その取り扱いには細心の注意が求められます。

■県の取組

県は、展示等による文化財の公開について、市町や文化財所有者等と連携し、十分な協議を経たうえで積極的に取り組みます。

また、市町や所有者等が公開を行う場合には、文化財の展示環境の状況確認や展示の方法等について、必要に応じた技術支援を行います。

■市町の取組

市町は、県及び所有者と連携し、十分な協議を経たうえで文化財の積極的な公開に取り組むことが望まれます。また、所有者等が公開を行う場合には、県と情報共有のうえ、必要に応じた技術支援を行うこととします。

■所有者等の取組

文化財は所有者の個人財産であり、所有者は、その価値が損なわれない範囲で、積極的な公開に取り組むことが期待されます。建造物や記念物の場合は、文化財の本質的価値を維持したうえで、その特性を活かした催し物等を実施することも可能です。また、無形文化財や無形民俗文化財では、価値ある芸能や行事等を披露する場を利用し、その価値を広く発信することが可能なので、文化財の性質に応じ、柔軟に対応することが望まれます。

(3) まちづくりと観光誘客

文化財を活かしたまちづくりは、その地域に住まう人々が心豊かに暮らすことへとつながるだけでなく、その地域の魅力を発信する手法としても有効です。この場合も文化財の本質的価値を損なうことなく進めていくことが求められます。また、個々の文化財をまとめ、地

域にある複数の文化財を「関連文化財群」¹として活用することが効果的です。

文化財は個々に性格が異なります。そのため、それぞれの性質に応じた活用を行うことを念頭に置きつつ、多様な方法を考えることが大切です。

■県の取組

県は、まちづくりに活用できる文化財について、個別文化財や関連文化財群としての価値に関する情報発信を市町と連携して取り組みます。その活用にあたっては、市町に対する技術的支援を行います。なお、文化財を核とした観光誘客については雇用経済部観光局、まちづくりに関しては県土整備部が県の主管部局として、教育委員会と連携して取り組みます。

■市町の取組

市町は、文化財保存活用地域計画の策定等により、個々の文化財が持つ性質を加味し、まちづくりや観光誘客への積極的な取組を進めることが重要です。必要に応じ県と情報共有を行い、文化財所有者等への技術的支援を行うとともに、関係部局や関連団体との綿密な協議が求められます。

文化財をまちづくりに活かす方法として、文化財保存活用地域計画のほか、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）に基づき、市町が歴史的風致維持向上計画を策定し、ソフト・ハードの整備を進める方法があります。市町の状況に応じ、これら国が定める制度を活用するのが効果的です。表4には、現在県内で事業展開している歴史的風致維持向上計画を示しました。

表4 三重県内の歴史的風致維持向上計画策定状況

策定市町	計画の名称	認定日	計画期間
亀山市	亀山市歴史的風致維持向上計画	平成21(2009)年1月19日	平成20(2008)～令和2(2020)年度
明和町	明和町歴史的風致維持向上計画	平成24(2012)年6月6日	平成24(2012)～令和2(2020)年度
伊賀市	伊賀市歴史的風致維持向上計画	平成28(2016)年5月19日	平成28(2016)～令和7(2025)年度

これら以外の取組として、平成27年度から文化庁が実施している日本遺産魅力発信事業があります。県内では現在、表5の取組がなされています。

■所有者等の取組

文化財の所有者等は、文化財が貴重な国民的財産であることをふまえ、個人財産としての権利等が侵害されない範囲で、市町等が行う文化財をまちづくりに活かすための取組に協力することが望まれます。

¹ 「関連文化財群」とは、域内にある様々な文化財を、有形・無形、指定・未指定に関わらず歴史的・地域的関連性に基づいて一定のまとまりとしてとらえたもので、文化庁が歴史文化基本構想の中で位置づけ、法改正に伴う文化財保存活用地域計画でも重視されている考え方です。

表5 三重県内の日本遺産認定の状況

実施市町	名 称	認定年度
明和町	祈る皇女斎王のみやこ 斎宮	平成 27(2015)年度
伊賀市(代表は甲賀市)	忍びの里 伊賀・甲賀—リアル忍者を求めて—	平成 29(2017)年度
鳥羽市・志摩市(代表は鳥羽市)	海女(Ama)に出逢えるまち 鳥羽・志摩～素潜り漁に生きる女性たち	令和元(2019)年度

■ 県民の皆さんへの期待

県民の皆さんは、文化財が所有者の個人財産であることを最大限に尊重したうえで、文化財がまちづくりに活かされることについて、可能な限りの協力を行うことを望みます。

第3節 継承

(1) 市町による文化財保存活用地域計画の策定

平成 31(2019)年 4 月 1 日に施行された改正文化財保護法には、文化財保存活用地域計画の策定が示されています。これは法定計画として、市町が中心となり、域内の文化財について総合的に保護し活用するための計画として位置づけられています。

■ 県の取組

県は本大綱に基づき、市町の地域計画策定に対し、県内全体の文化財保存活用をふまえた支援を行います。また、文化財担当の専門職員が配置されておらず、策定が困難な小規模市町に対しては、県は技術的支援を積極的に行います。

県は、県埋蔵文化財センターが埋蔵文化財にかかる調査や研究の技術的支援を、社会教育・文化財保護課が埋蔵文化財以外の文化財に関する技術的支援を主に行います。支援の具体的な内容については、市町と県が協議するとともに、県はその内容に応じて県他部局の協力と支援について調整します。

■ 市町の取組

市町は、域内の文化財に対する総合的な取組を進めるため、文化財保存活用地域計画の策定について積極的に検討し、条件が整えば実施することが求められます。

地域計画をまとめるにあたっては、第4章で見た県域全体や個々の地域が持つ特徴をふまえ、個々の文化財が持つ特質に応じた保存・活用を図る必要があります。それとともに、所有者や地域住民の意向を把握し、地域社会総がかりで積極的な保存・活用・継承が行われるよう、文化財所有者等が行う様々な取組や、地域が行う活動への支援が求められます。

市町による文化財保存活用地域計画の策定にあたっては、文化財の種類に応じ、表6の対応

文化財の種類	対応方針	備 考
指定文化財(国・県・市町)	原則対象とする	
登録文化財(国)	必要に応じ対象とする	
無指定文化財	必要に応じ対象とする	必要に応じ指定・登録等を目指す

応が考えられます。

■文化財の保存・活用と地域区分

文化財を地域の中で保存・活用するためには、その文化財が経てきた地域の特性をふまえることが効果的です。県内は、第4章で示した地域（ステージ）があります。それぞれのステージに即し、個々の文化財に関係性を見いだすことで、保護・活用の意義を一層向上させることができます。

（2）個別文化財の保存活用計画

改正文化財保護法では、個別の国指定文化財に関し、所有者による保存活用計画の策定が法的に位置づけられました。また、令和2（2020）年4月1日施行の改正三重県文化財保護条例では、所有者による三重県指定文化財の保存活用計画の策定を位置づけました。

■県の取組

県は法及び条例に基づき、国・県指定文化財の保存活用計画の策定について、市町を通じ所有者等に積極的に呼びかけるとともに、必要に応じた支援を行います。

■市町の取組

市町は県と連携し、管内の国・県指定文化財所有者等に対して、文化財保存活用計画の積極的な作成を呼びかけるとともに、必要に応じた支援を行うこととします。また、市町指定文化財の保存活用計画については、必要に応じ文化財所有者にその策定支援をします。

■所有者等の取組

文化財所有者等は、県や市町からの呼びかけに応じ、国・県指定文化財の保存活用計画の策定を行うことが望まれます。また、策定の際には県及び市町と協議のうえ、行政への支援を要請することとします。

（3）所有者や市町等が行う文化財修理・整備等の取組への支援方針

■県の財政的支援

三重県では、条例第12・24・30・40・46・51条及び以下の規則・要綱・要領に基づき、市町・所有者等が行う文化財の記録・修理・整備について、予算の範囲内で補助金を交付しています。

対象となるのは国・県指定文化財に関する記録・修理・整備等です。

- ・三重県補助金等交付規則（昭和37年4月1日三重県規則第34号）
- ・教育関係事業補助金等交付要綱（昭和52年1月28日三重県告示第52号）
- ・文化財関係事業補助金交付要領（昭和58年4月1日教育長制定）
- ・地域文化財総合活性化事業補助要項（平成30年2月1日制定）

文化財の修理・整備事業を実施する際には、以下の流れで実施します。

- | | | | | |
|---|-----------|--------|-------------|---------------------|
| ① | 文化財所有者 | → (協議) | → 市町文化財保護部局 | * 事業内容確認 |
| ② | 市町文化財保護部局 | → (協議) | → 県教育委員会 | * 必要に応じ県は文化財所有者とも協議 |
| ③ | 県教育委員会 | → (協議) | → 文化庁 | * 国指定文化財等の場合 |
| ④ | 事業化 | | | |

なお、必要経費の準備や諸手続きにより、④の事業化は①の協議がはじまってから1年ほどの時間を要することがあります。そのため、突発的・緊急的な場合以外は、修理・整備には十分な計画を立てることが必要です。

■技術的支援

文化財の修理・整備にあたっては、国・県指定文化財等に限定することなく、県・関係市町が技術的に支援します。

■その他

県内に所在する世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産に関しては、『世界遺産紀伊山地の霊場と参詣道保存管理計画』に基づき、関係市町と県が協力してその保全を行っています。

(4) 県として重点的に保存、活用の措置を講じる文化財

地方自治法で、県は市町を包括する広域の地方公共団体として、広域事務及び補完事務を担うことになっています¹。これらに該当する文化財と、県有財産として所有する文化財について、県として重点的に保存、活用の措置を講じる文化財とします。

■世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産については、資産の所在地である大紀町・紀北町・尾鷲市・熊野市・御浜町・紀宝町を中心に、県教育委員会、県地域連携部、県土整備部、県農林水産部が連携して積極的な保存と活用を行います。また、関連する新たな資産の確認や調査を行い、価値が明らかになったものには保護の措置を図ります。

■鳥羽・志摩の海女漁の技術

国指定無形民俗文化財の「鳥羽・志摩の海女漁の技術」については、ユネスコ無形文化遺産登録に向けた国内環境整備のための情報発信を行います。

■斎宮跡

三重県を代表する遺跡である国史跡斎宮跡については、管理団体である明和町と県が連携して積極的な保存・活用に取り組んでいます。斎宮跡を解明するために必要な計画調査は、明和町の協力のもと斎宮歴史博物館が実施しており、平成28(2016)年度に「史跡斎宮跡発

¹ 地方自治法第2条第5項には、「都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として」「広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない認められるものを処理するものとする。」とあります。

掘調査基本方針」を策定し重点的調査地域を定めて進めています。また、重要な遺構・遺物等が確認された場合には、史跡の評価を高めるため重点的に取組を進めます。今後も、明和町との綿密な連携のもと、実態解明のための調査を計画的に進める必要があります。

史跡整備については、県が史跡中央部の「さいくう平安の杜」を整備し、平成 27(2015)年 10 月に完成しました。今後の方針については、史跡全体を見据え、県と町が綿密に協議しながら進める必要があります。また、出土遺物の一部は「三重県齋宮跡出土品」として国指定重要文化財となっており、史跡ともあわせ、有効な公開展示を行っていきます。

■天然記念物

特別天然記念物カモシカ、国天然記念物ネコギギ・オオサンショウウオ、県天然記念物オオダイガハラサンショウウオなどの生息する地域を定めずに指定されている天然記念物については、生息域に関する調査を継続的に進めています。関係市町との連携のうえ、引き続き県が全県的な調査を行い、保護のための指針を作成します。

■旧第三尋常中学校校舎（県立上野高等学校）

県有財産の県指定有形文化財（建造物）である旧第三尋常中学校校舎（県立上野高等学校）については、県教育委員会による耐震工事と修理を、令和 2（2020）年度から 2 ヶ年で実施する予定です。これによって、生徒が安心して学べる空間を確保するとともに、文化財の適切な保存を図ります。

■発掘調査出土資料

県が実施する発掘調査によって出土した文化財（出土品）を有効に活用するため、学校教材としての利用を進めるとともに、施設公開のほか、公開講座などの開催を通じた情報発信を積極的に推進します。

また、出土品には金属や植物類を素材とした脆弱品も含まれます。県の文化財として大切に保存するための処理を行うとともに、年々増加する出土品を適切に保管するため、施設の確保を進めます。

第 4 節 専門的人材の確保と育成

文化財を適切に保存・活用し、未来へと継承するためには、専門職員の確保と人材育成が重要です。改正文化財保護法成立の際の衆議院・参議院文部科学委員会において、「文化財の保存及び活用が適切に行われるためには、文化財に係る専門的知見を有する人材の育成及び配置が重要であることを踏まえ、専門人材の育成及び配置について、国及び地方公共団体がより積極的な取組を行うこと」が附帯決議されており¹、県及び市町には、それをふまえた対応が求められています。

（1） 県の取組

■人材の養成と確保

県には、付録の表 1 に示した文化財関係機関があり、それぞれの役割に応じた専門性を有

¹ 平成 30(2018)年 5 月 18 日衆議院文部科学委員会、同年 5 月 31 日参議院文部科学委員会

しています。また、県では文化財保護指導委員を毎年 50 名前後任用しています。県はその機能を維持するため、必要な研修等を通じたスキルアップとともに、定期的な人材確保を今後も継続して実施します。

■埋蔵文化財発掘技術者研修（教員研修）

県では、県内の学校教員を対象として、埋蔵文化財の発掘調査等についての専門的知識と技術を習得し、教育現場へと還元する目的で研修事業を実施しています（参考資料 1）。教育現場との連携のため、今後も継続して実施します。

■埋蔵文化財発掘調査市町職員研修

県埋蔵文化財センターでは、「埋蔵文化財発掘調査市町職員研修」を実施しています（参考資料 2）。文化財専門職員が配置されていない市町に対しては、この研修を有効に活用するよう促すとともに、状況に応じた専門職員の配置を市町に対して呼びかけます。

■その他の研修

県及び市町の専門職員を含む文化財担当職員に対しては、表 7 の会議や研修・講習等を開催し、情報共有とともに能力の開発を進めます。

なお人材育成については、国が令和元年度から実施する「埋蔵文化財専門職員等を対象とした文化財マネジメント職員養成研修」などがあり、国が進める研修への参加についても対象者や市町に対し、積極的に呼びかけを行います。

■文化財保護指導委員

文化財の巡視や文化財所有者等への助言を行う文化財保護指導委員については、その人員を適切に確保します。また、任命した人員に対しては、スキルアップを図るための研修や、災害時の文化財レスキューのための研修を適宜行います。

（2）市町の取組

専門職員が配置されている市町については、定期的な人材確保と育成が求められます。専門職員が配置されていない市町については、県等が開催する研修・講習等へ文化財担当職員が積極的に参加するとともに、総合的な判断を行いながら専門職員の配置に努めることが望まれます。

人材育成については、域内の文化財に関する研修会や講演会を定期的の実施するとともに、近隣市町と連携した取組や県内外からの有識者招聘によってスキルアップを図るよう努めることとします。

表 7 県教育委員会が実施する会議・研修など

会議・研修名	主催	開催日時	対象	内容
三重県文化財保護連絡会議	県教育委員会	年 2 回	文化財行政担当者	文化財保護に関する情報共有と意見交換
三重県埋蔵文化財専門担当者会議	県埋蔵文化財センター	年 2 回程度	文化財行政担当者・関係者	埋蔵文化財保護にかかる情報共有と意見交換
三重県文化財保護指導委員会会議	県教育委員会	年 1 回程度	県文化財保護指導委員	文化財巡視（パトロール）事業の実施と研修

市町埋蔵文化財担当職員研修	県埋蔵文化財センター	半期～通年	専門経験のない文化財行政担当者	埋蔵文化財の事務手順、発掘調査実地研修他
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会	世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会	年1回	文化財行政担当者	世界遺産の保存・活用にかかる担当者の育成
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会専門委員会	世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会	年1回	文化財行政担当者	世界遺産にかかる課題の共有、専門的な知識の向上
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」行政担当者会議	世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会	年1回	文化財行政担当者	文化財以外の行政担当者も含めた情報共有世界遺産の保存・活用にかかる担当者の育成
文化財講習会	県教育委員会、三重県文化財所有者等連絡協議会	年1回	文化財所有者、文化財行政担当者、県民	文化財の保存活用に関する基礎知識の向上
世界遺産講演会	県教育委員会	年1回	文化財行政担当者、県民	世界遺産に関する知識の向上

第6章 防災及び災害発生時の対応

第1節 対応方針

(1) 方針の位置づけ

三重県では、三重県防災会議により『三重県地域防災計画』が作成されています。この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、県内の風水害等への災害対策を関係機関が総合的・計画的に推進し、県民の皆さんの生命、身体及び財産を災害から保護し、社会秩序の維持と公共福祉の確保を目的としています。文化財の防災及び災害発生時の対応は、『三重県地域防災計画』を上位計画と位置づけ、本大綱では具体的かつ細部の内容について方針を定めます。

(2) 災害規模による対応

文化財防災ネットワークが作成した「文化遺産防災ネットワーク推進会議の災害時における活動ガイドライン」(令和2(2020)年2月)では、文化遺産にかかる防災及び災害時の連携体制について表8の区分をしていますⁱ。本大綱の記載は、「1 都道府県内連携体制」を念頭置いたものとしています。

表8 文化遺産防災ネットワークによるネットワーク

区分	内 容
1	都道府県内連携体制
2	都道府県間連携体制(広域連携)
3	文化遺産に係る専門的全国組織等によるネットワーク

また、時系列としての災害対応には、①事前に行う準備、②発生した際の対応、③発生後の対応、の大きく分けて3段階があり、それぞれの段階に応じた対応が求められます。

第2節 事前の備え

(1) 想定される被害と防災対策

『三重県危機管理計画』では、「地域防災計画等に基づき対応する危機事例」の区分として「自然災害」と「事故」を示していますⁱⁱ。「自然災害」は「地震、津波」と、「台風、集中豪雨、土砂崩れ、風雪」に区分しています。また、「事故」には「大規模なビル火災、工場火災」や「大規模な山林火災」などを想定しています。文化財の災害対策は、これらが複合的に発生することも想定しておくことが必要です。

各種の災害に備えるためには、有形文化財・有形民俗文化財等の動産は所在場所の確認を、

ⁱ 国立文化財機構が進める文化財防災ネットワークは、文化庁と国立文化財機構による検討により、今後発生が予想される大小の自然災害に対する備えを作るため、文化庁の補助事業として開始された文化財防災ネットワーク推進事業に基づいています。

ⁱⁱ 『三重県危機管理計画』別表3の「(参考)」による。

建造物や史蹟名勝天然記念物等の不動産は、現況確認を行っておく必要があります。
 災害に備えるための事前対応としては、表9のようなことがあります。

表9 災害の内容と事前対応

災害の内容	事前対応
地震・津波	<ul style="list-style-type: none"> ・地形条件の確認と対策（津波等ハザードマップの確認等） ・避難経路の確認 ・耐震補強（建造物、美術工芸品収蔵施設の場合） ・可能な限り高所での保管（美術工芸品等）
台風、集中豪雨、土砂崩れ、風雪	<ul style="list-style-type: none"> ・地形条件の確認と対策（ハザードマップの確認等） ・避難経路の確認
火災	<ul style="list-style-type: none"> ・火災報知器、消火設備の設置と点検 ・避難経路の確認

（2）『三重県地域防災計画』での位置づけ

『三重県地域防災計画』令和2（2020）年3月修正版）では、文化財の保護に関して以下のように位置づけています。

『三重県地域防災計画』風水害等対策編（令和2年3月）		
第2部 災害予防・減災対策		
第1章 自助・共助を育む対策の推進		
第6節 児童・生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進（予防6）		
第2項 対策項目		
【公助】		
実施主体	対象	対策（活動）項目
県	地域（地域住民）	(2) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進
市町	地域（地域住民）	(2) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進
第3項		
■県が実施する対策		
2 地域及び住民を対象とした対策（教育委員会）		
(2) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進		
地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進する。		
■市町が実施する対策		
4 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進		
地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑		

に検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(3)文化財の防災対策の推進

『三重県地域防災計画』地震・津波対策編（令和2年3月）

第2部 災害予防・減災対策

第1章 自助・共助を育む対策の推進

第6節 児童・生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進（予防6）

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
県	地域（地域住民）	(2) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進
市町	地域（地域住民）	(2) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進

第3項 対策

■県が実施する対策

2 地域及び住民を対象とした対策（教育委員会）

(2) 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進する。

■市町が実施する対策

4 地域と文化財所有者等が連携した防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(3)文化財の防災対策の推進

■県の役割

県は、『三重県地域防災計画』風水害対策編、同地震・津波対策編に基づき、文化財防火デー等を活用した地域の文化財防災意識向上に努めます。

国・県指定文化財の防災について、県教育委員会は『三重県文化財防災マニュアル』（2017年）を作成し、市町と共有するとともに、市町を通じ、文化財所有者への周知を図っています。県は、市町を通じ当該マニュアルの周知徹底を行い、所有者に対し災害への備えを行うよう呼びかけます。

また、文化財の防災のために必要な設備に対しては、国、市町及び所有者と協議のうえ、必要な支援を行います。さらに、文化財リストの整理を行い、市町や関係部局との情報共有をするとともに、緊急時連絡体制の整備、県職員（文化財保護指導委員を含む）を対象とした文化財レスキュー研修を実施します。

■市町の役割

市町は、防災部局と協力し、域内にある文化財の防災対策の状況を把握するとともに、文化財所有者に対する防災対策の実施を周知することが求められます。文化財の防災のために必要な設備については、国、県及び文化財所有者と協議のうえ、必要な支援を行うことが求められます。

また、県及び文化財所有者と協議のうえ、文化財リストの作成を行うとともに、災害時に文化財を避難させる場所（一時避難場所を含む）の検討と確保も重要です。

■所有者等の役割

文化財所有者は、市町が作成する文化財リストの作成に協力するとともに、『三重県文化財防災マニュアル』等を参考に文化財防災のための日常管理を行い、平時において防災訓練等を実施し、市町及び県と協議のうえ、必要な防災設備の設置を進めることが求められます。なお、災害時にどのような対応が可能かを、市町や地域の関係者と共有しておくことも大切です。

■県民の皆さんへの期待

県民の皆さんは、文化財防災の必要性を認識するとともに、平時における文化財の防災訓練等に対し、可能な限りの協力を行うことを望みます。

（3）文化財リストの作成

県及び市町は、守るべき文化財について、文化財リストを作成します。作成したリストは関係機関で共有しますが、個人情報が含まれる場合については、法や県条例に基づき適切な管理を行うこととします。

文化財リストには、名称、員数、所在地、所有者、指定の有無等の情報を記載します。また、極力個別に写真を撮影し、複数機関が保存することで、緊急時の対応に備えるようにします。

文化財リストの作成は、文化財所有者による協力と県との協議のうえ、市町が主に行うこととします。作成する文化財リストは以下の対象及び取り扱いとします。

表 10 文化財リストの対象と取り扱い方法

区分	対 象	取り扱い方法
1	国指定等文化財	必ず作成する
2	県指定等文化財	必ず作成する
3	市町指定等文化財	必ず作成する
4	国登録文化財	必ず作成する
5	無指定文化財	市町が必要と認めたものを掲載する

無指定文化財には、県や市町が自治体史を編纂する際に収集した資料や、地域にとって大切にされている文化財を含めることができると考えられます。

文化財リストは、市町の調査等により必要に応じ適宜追加できるものとします。

第3節 災害発生時直後の対応

(1) 『三重県地域防災計画』での位置づけ

『三重県地域防災計画』（令和2年3月）では、災害発生時直後の文化財対応を、以下のよう位置づけています。

『三重県地域防災計画』風水害等対策編（令和2年3月）

第5部 発災後の応急・復旧対策

第4章 復旧に向けた対策

第3節 文教等対策（復旧17）

第1項 活動方針

○文化財の被害情報を収集し、二次災害防止のために必要な措置を講じる。

第2項 主要対策項目

<共通>

対策（活動）項目	主担当部隊（班）	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
文化財・歴史的公文書等の保護	被災者支援部隊（教育対策班）	【発災後3日以内】	・被害状況（所有者・管理者等）

第3項 対策

■県が実施する対策

6 文化財・歴史的公文書等の保護（被災者支援部隊<教育対策班>）

(1) 被害報告

文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、被害状況を調査した所有者、管理者及び管理団体から市町教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長。以下「市町教育委員会等」という。）を通じて、速やかに被害状況に関する情報を収集し、国指定等文化財については、国（文化庁）に報告する。

(2) 応急対応

文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、県は国（文化庁）又は県文化財保護審議会の指示・指導をもとに、市町教育委員会等並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置にかかる必要な指示・助言を行う。

■市町が実施する対策

7 文化財・歴史的公文書等の保護

(1) 被害報告

文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体とともに被害状況を調査し、その結果を速やかに被災者支援部隊<教育対策班>に報告する。

調査実施ができない状態の場合は、被災者支援部隊<教育対策班>に連絡の上、県との協議を行う。

(2) 応急対応

文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、市町教育委員会等は県の指示・指導等をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(4) 文化財の保護

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

地域住民等は、文化財の被害を発見した場合は、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡するとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力する。

また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに、市町等教育委員会へ被害状況の報告を行い、応急処置及び修理等についての指示を仰ぐ。

『三重県地域防災計画』地震・津波対策編（令和2年3月）

第3部 発災後対策

第7章 復旧に向けた対策

第3節 文教等対策（発災29）

第1項 活動方針

○ 文化財の被害状況を収集し、二次災害防止のために必要な措置を講じる。

第2項 主要対策項目

<共通>

対策（活動）項目	主担当部隊（班）	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
文化財・歴史的公文書等の保護	被災者支援部隊（教育対策班）	【発災後3日以内】	・被害状況（所有者・管理者等）

第3項 対策

■県が実施する対策

6 文化財・歴史的公文書等の保護（被災者支援部隊<教育対策班>）

(1) 被害報告

文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、被害状況を調査した所有者、管理者及び管理団体から市町教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長。以下「市町教育委員会等」という。）を通じて、速やかに被害状況に関する情報を収集し、国指定等文化財については、国（文化庁）に報告する。

(2) 応急対応

文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、県は国（文化庁）又は県文化財保護審議会の指示・指導をもとに、市町教育委員会等並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置にかかる必要な指示・助言を行う。

■市町が実施する対策

7 文化財・歴史的公文書等の保護

(1)被害報告

文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、市町教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長。以下「市町教育委員会等」という。）はその所有者、管理者及び管理団体とともに被害状況を調査し、その結果を速やかに被災者支援部隊<教育対策班>に報告する。調査実施ができない状態の場合は、被災者支援部隊<教育対策班>に連絡のうえ、県との協議を行う。

(2)応急対応

文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、市町教育委員会等は被災者支援部隊<教育対策班>の指示・指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(4)文化財の保護

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

地域住民等は、文化財の被害を発見した場合、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡するとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力する。

また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに、市町等教育委員会へ被害状況の報告を行い、応急処置及び修理等についての指示を仰ぐ。

文化財への対応は、人命や生活にかかる対応が一定程度落ち着いた後に実施することとして位置づけられています。人命・生活にかかる対応が落ち着いた後は、可能な限りの情報収集及び県や市町への情報提供が必要です。

(2) 被災文化財等への対応

■県の役割

災害発生時直後からの文化財等への対応には、教育委員会と県環境生活部文化振興課が連携し、被災文化財等への対応をします。文化振興課では、「三重県文化資産防災ネットワーク要綱（仮称）」及び「三重県文化資産防災ネットワーク活動要項（仮称）」の策定（令和2（2020）年度下半期以降）に向け検討を進めているところです。この要綱・要項の策定

後は、それに基づいて対応しますが、本大綱では、その骨子をあらかじめふまえています。
被災時における県全体の体制は図5に、被災時の具体的な動きは図6に示します。

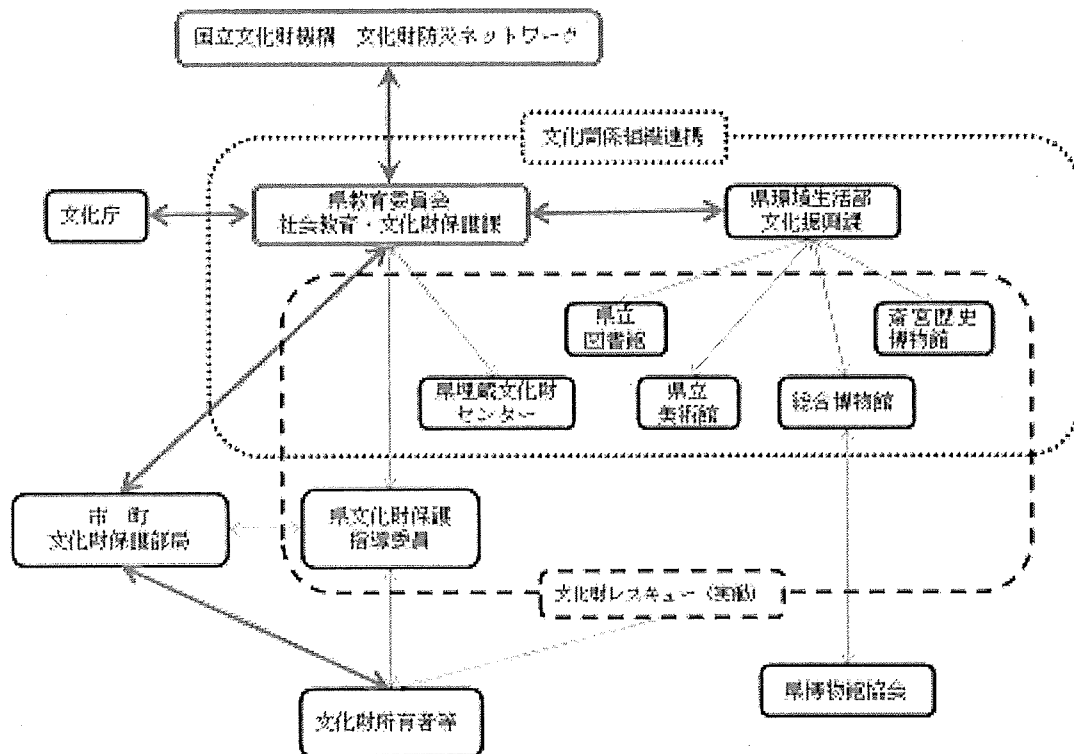


図5 文化財防災・レスキュー関係図

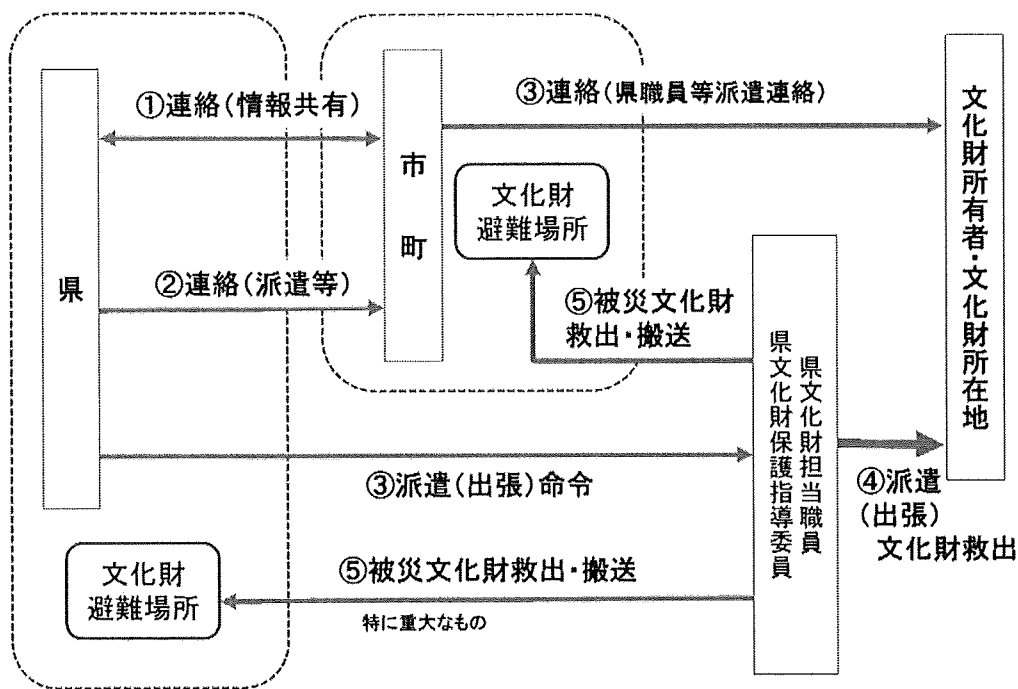


図6 文化財災害対応チャート図

災害発生後被災時において、実際に行う内容としては以下のものがあります。いずれも市町からの要請に基づき、文化財リスト記載の文化財を対象に、県と市町が連携して行うこととします。

- ・ 県文化財担当職員（県文化財保護指導委員を含む）による被災文化財状況確認の実施
- ・ 被災文化財の緊急避難及び一時保管
- ・ 被災文化財の応急処置

また、規模が大きな災害が発生した場合、行政的対応以外に、三重県博物館協会や全国各地の団体等が独自に文化財レスキュー活動を実施することも想定されます。複数団体のレスキュー活動に関する調整についても、市町と連携のもと県が実施します。

■市町の役割

実際に被災した市町では、文化財に関する業務の実施が困難な状況となっていることが予想されます。その場合、市町は県と協議のうえ、以下に示した文化財等の保護に関する最低限の連絡調整を実施することとします。

- ・ 文化財所有者等及び県との連絡調整
- ・ 文化財を緊急避難させる施設又は場所の確保
- ・ 応急処置文化財の引き受け
- ・ 被災文化財の修理（応急処置）に関する連絡調整等

■所有者等の役割

文化財所有者は、人命優先での行動のうえ、二次災害を避けるとともに、文化財が被災した場合には速やかに関係市町等への連絡を行うことが求められます。

■県民の皆さんへの期待

県民の皆さんには、被災時には、人命優先での行動を心がけたうえで、危険な状態の文化財に近づかず、被災した文化財を確認した際には地元市町の教育委員会等文化財保護部局へ連絡するなど、時宜に即した対応をしていただくことを望みます。

（３）国及び関係機関との連携

広域に及ぶ大規模災害や、県のみでは対応できない多くの被災案件が発生した場合、県は国と連絡調整のうえ、国及び関係機関に必要な応援を要請します。また、県内博物館の連携組織である三重県博物館協会とも相互に情報を共有します。県は、『三重県地域防災計画』等に基づきその事務を総括し、適切な連携が行われるよう調整をします。

表 1 1 文化財災害時に連携する機関

名 称	連 絡 先	機関の性格
国立文化財機構 文化財 防災ネットワーク	奈良県奈良市登大路町 50 (事務局：奈良国立博物館) TEL0742(22)7008	国立文化財機構が主催する 文化財防災ネットワークの 窓口
三重県博物館協会	津市一身田上津部田 3060 (事務局：三重県総合博物館) TEL059(228)2283	県内の博物館ネットワーク

第4節 災害後の対応

第3節の災害発生直後の対応がほぼ終息した段階から「災害後」となります。ここでは災害後における文化財の対応をまとめます。

文化財を含めた災害復旧は、可能な限り早期に進めることが必要ですが、大規模災害の場合はそれが困難なこともあります。そのため、広範囲な災害が発生した場合には、文化財関係者は相互の情報共有を平時以上に行うことが大切です。

■県の役割

県は、県域の文化財被害について全容を把握するとともに、被災文化財の応急処置及び仮保管の方針について、市町及び文化財所有者と協議をします。また、応急処置を脱した文化財や、復旧の方針が整った文化財については、国、市町及び所有者と協議・連携のうえ、その修理への支援をします。

被災地域で埋蔵文化財発掘調査の必要が生じた際には、国及び市町との協議を進め、適切な対処に努めます。

■市町の役割

市町は、その被害地域の規模によって対応が異なるので、状況に応じた対応を行います。
<被害範囲が広い、または大きい場合>

県と協議し、県あるいは国への支援要請等必要な対策を講じます。

<被害範囲が狭い、または小さい場合>

域内の文化財被害について全容を把握するとともに、被災文化財の応急処置及び仮保管の方針について、県及び文化財所有者と協議をします。また、応急処置を脱した文化財や、復旧の方針が整った文化財については、国、県及び所有者と協議・連携のうえ、その修理への支援をします。

■所有者等の役割

所有する文化財に、災害発生直後には分からなかった被害を確認した場合、危険を伴わない範囲での被災状況の確認をするとともに、関係市町、県等への報告を行います。また、被害の状況に応じ、修理のための手続きについて関係市町及び県と協議をします。

第7章 文化財の保存・活用・継承の推進体制

県内の文化財を保存・活用・継承するため、以下に掲げる組織（機関）がそれぞれの職務に応じ連携して取り組みます。

（1）県の組織（本庁）

■文化財保護

教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課

Tel059-224-2999・3328 Fax059-224-3023 E-mail shabun@pref.mie.lg.jp

- ・業務内容 文化財保護に関する総括
有形文化財に関すること（有形文化財班）
無形文化財、民俗文化財、記念物に関すること（記念物・民俗文化財班）
県埋蔵文化財センターに関すること（同）
災害時の文化財等レスキュー（総括）
- ・職員 20名（うち、文化財保護総括2名、建造物担当1名、美術工芸品担当1名、民俗文化財・無形文化財担当1名、史跡担当1名、名勝担当1名、天然記念物担当1名、埋蔵文化財担当2名、）

■文化政策・博物館等

環境生活部 文化振興課

Tel059-224-2176・2233 Fax059-224-2408 E-mail bunka@pref.mie.lg.jp

- ・業務内容 文化政策に関する総括
県立図書館に関すること（拠点連携班）
三重県総合博物館に関すること（同）
県立美術館に関すること（同）
斎宮歴史博物館に関すること（同）
災害時の文化財等レスキュー（総括）
- ・職員 16名

■熊野参詣道（熊野古道）活用

地域連携部 南部地域活性化局 東紀州振興課

Tel059-224-2193 Fax059-224-2418 E-mail hkishu@pref.mie.lg.jp

- ・業務内容 熊野古道伊勢路の活用に関すること（事業推進班）
東紀州地域振興公社に関すること（同）
- ・職員 8名

■観光

雇用経済部 観光局 観光政策課

Tel059-224-2077 Fax059-224-2801 E-mail kanko@pref.mie.lg.jp

- ・業務内容 観光振興の総合的な企画、調整及び推進に関すること
- ・職員 7名

雇用経済部 観光局 観光魅力創造課

Tel059-224-2830 Fax059-224-2801 E-mail kankomi@pref.mie.lg.jp

- ・業務内容 国内からの誘客に関すること（国内誘客班）
みえ観光の産業化推進委員会に関すること（観光魅力創造班）
- ・職員 9名

雇用経済部 観光局 海外誘客課

Tel059-224-2847 Fax059-224-2801 E-mail inbound@pref.mie.lg.jp

- ・業務内容 海外からの誘客に関すること
- ・職員 8名

■希少生物等

農林水産部 みどり共生推進課

Tel059-224-2578・2627 Fax059-224-2070 E-mail midori@pref.mie.lg.jp

- ・業務内容 生物多様性の確保に関すること（野生生物班）
鳥獣の保護及び各種調査に関すること（同）
自然公園施設等の整備・管理に関すること（自然公園班）
- ・職員 13名

■海女漁業振興

農林水産部 水産資源・経営課

Tel059-224-2582 Fax059-224-2608 E-mail suikan@pref.mie.lg.jp

- ・業務内容 海女漁業の振興に関すること（資源管理班）
- ・職員 15名

■都市計画、まちづくり

県土整備部 都市政策課

Tel059-224-2718・2748 Fax059-224-3270 E-mail toshiki@pref.mie.lg.jp

- ・業務内容 都市計画決定に関すること（都市計画班）
都市再生整備計画事業に関すること（市街地整備班）
景観政策に関すること（景観・屋外広告班）
- ・職員 23名

(2) 県の組織（関係機関）

■埋蔵文化財

【教育委員会】

三重県埋蔵文化財センター

Tel0596-52-1732 Fax0596-52-7035 E-mail maibun@pref.mie.lg.jp

- ・業務内容 県内の埋蔵文化財保護
災害時の文化財等レスキュー
- ・職員40名

■博物館、美術館、図書館

【県（環境生活部）】

三重県総合博物館

Tel059-228-2283・2178 Fax059-229-8310 E-mail MieMu@pref.mie.lg.jp

- ・業務内容 県の文化に関する総合的な情報発信及び研究
災害時の文化財等レスキュー
- ・職員22名

三重県立美術館

Tel059-227-2100・2220 Fax059-223-0570 E-mail bijutsu@pref.mie.lg.jp

- ・業務内容 県の文化（美術）に関する総合的な情報発信及び研究
災害時の文化財等レスキュー（主に美術品）
- ・職員11名

斎宮歴史博物館

Tel0596-52-3800・7026 Fax0596-52-3724 E-mail saiku@pref.mie.lg.jp

- ・業務内容 史跡斎宮跡に関する文化財保護および普及公開
災害時の文化財等レスキュー
- ・職員12名

三重県立図書館

Tel059-233-1181・1184 Fax059-233-1191 E-mail mie-lib@library.pref.mie.jp

- ・業務内容 県の文化（図書）に関する総合的な情報発信
災害時の文化財等レスキュー（主に図書）
- ・職員20名

(3) 県の付属機関、会議等

三重県文化財保護審議会（教育委員会所管）
・審議事項 教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議及びこれらに関する教育委員会への建議 ・委員構成 20名（名簿は別添）
三重県文化財保護指導委員（教育委員会所管）
・業務内容 国・県指定文化財を中心とした状況調査（パトロール） 市町や所有者等に対する文化財保護の助言指導 ・構成 50名（令和2(2020)年度）
市町との連携（教育委員会所管）
・三重県文化財保護連絡会議

<<資料>>

別表1 三重県作成の文化財関係資料（広域のものを対象）

番号	分野	調査期間	書名	刊行元	刊行年
1	総合		『国宝重要美術品及史蹟名勝天然記念物一覧』	三重県	1950
2	総合		『三重県文化財要覧』	三重県教育委員会	1955
3	総合		『三重県文化財要覧』2	三重県教育委員会	1964
4	総合		『三重県文化財要覧』3	三重県教育委員会	1971
5	総合		『三重県の文化財』	三重県教育委員会	1996
6	建造物	1973	『三重県民家調査概報』	三重県教育委員会	1974
7	建造物	1984・85	『三重の近世社寺建築』	三重県教育委員会	1985
8	建造物	1994～96	『三重県の近代化遺産』	三重県教育委員会	1996
9	建造物	2004～09	『三重県近代和風建築総合調査報告』	三重県教育委員会	2008
10	建造物		『三重県史』別編 建築	三重県	2003
11	美術工芸		『三重県国寶調査書』	三重県	1937
12	美術工芸		『三重県国寶調査報告書』	三重県	1938
13	美術工芸	～2008	『三重県史』別編 美術工芸	三重県	2014
14	歴史資料	2007～09	『三重県石造物調査報告Ⅰ東紀州地域』	三重県教育委員会	2009
15	歴史資料	2009～13	『三重県石造物調査報告Ⅱ南伊勢地域』	三重県教育委員会	2013
16	民俗	1958	『伊勢・伊賀の羯鼓踊』	三重県教育委員会	1963
17	民俗	1960	『三重県内に於ける木地屋の技術及び生活伝承』	三重県教育委員会	1961
18	民俗	1965	『伊勢湾漁撈習俗調査報告書』	三重県教育委員会	1966
19	民俗	1966	『熊野灘沿岸漁撈習俗調査報告書』	三重県教育委員会	1967
20	民俗	1967	『鳥羽・志摩漁撈調査報告書』	三重県教育委員会	1968
21	民俗	1968	『度会・多気山村習俗調査報告書』	三重県教育委員会	1969
22	民俗	1969	『伊賀東部山村習俗調査報告書』	三重県教育委員会	1970
23	民俗	1970	『牟婁地区山村習俗調査報告書』	三重県教育委員会	1971
24	民俗	1971	『伊賀西部山村習俗調査報告書』	三重県教育委員会	1972
25	民俗	1972	『南勢町・南島町山漁村習俗調査報告書』	三重県教育委員会	1973
26	民俗	1973	『伊勢型紙を中心とした民俗資料緊急調査報告書』	三重県教育委員会	1974

27	民俗	1974・75	『三重県民俗資料分布緊急調査報告書漁事海運編』	三重県教育委員会	1976
28	民俗	1974・75	『三重県民俗地図 昭和 49・50 年度民俗文化財緊急分布調査報告書』	三重県教育委員会	1976
29	民俗	1976	『明治・大正期三重県漁事海運資料集 昭和 51 年度緊急民俗資料調査報告書』	三重県教育委員会	1977
30	民俗	1976	『明治十五年農商務第八号達古来船舶図書調』	三重県教育委員会	1977
31	民俗	1981～83	『三重県方言収集緊急調査』	三重県教育委員会	1984
32	民俗	1987～89	『三重県の諸職』	三重県教育委員会	1989
33	民俗	1988～90	『三重県の民謡』	三重県教育委員会	1990
34	民俗	1992～94	『三重県の民俗芸能』	三重県教育委員会	1994
35	民俗	1994～96	『三重県の祭り・行事』	三重県教育委員会	1997
36	民俗	2005・06	『三重県の墓制／三重県の社寺・教会』	三重県生活部	2007
37	民俗		『三重県史』別編 民俗	三重県	2012
38	民俗		『無形民俗文化財記録作成の指針』	三重県教育委員会	2018
39	史跡名勝天然記念物		『三重県における主務大臣指定史跡名勝天然記念物』第1冊 史蹟	三重県	1936
40	史跡名勝天然記念物		『三重県における主務大臣指定史跡名勝天然記念物』第2冊 名勝並天然記念物	三重県	1936
41	史跡名勝天然記念物		『大臣指定知事指定史蹟・名勝・天然記念物』	三重県	1938
42	史跡名勝天然記念物		『国宝と史蹟名勝天然記念物』	三重県	1939
43	史跡名勝天然記念物		『三重県知事指定史蹟名勝天然記念物』	三重県	1940
44	史跡名勝天然記念物		『三重県知事指定三重県史蹟名勝天然記念物調査書』	三重県	1940
45	史跡・埋蔵文化財		『三重県史』資料編 考古1	三重県	2005
42	史跡・埋蔵文化財		『三重県史』資料編 考古2	三重県	2008
43	埋蔵文化財	1974～76	『三重の中世城館』	三重県教育委員会	1976
44	埋蔵文化財	1983・84	『三重の近世城郭』	三重県教育委員会	1984
45	埋蔵文化財	1975～81	『三重の中世城館補遺』	三重県教育委員会	1981

46	歴史の道	1980・81	『歴史の道調査報告書Ⅰ熊野街道』	三重県教育委員会	1981
47	歴史の道	1981・82	『歴史の道調査報告書Ⅱ 初瀬街道・伊勢本街道・和歌山街道』	三重県教育委員会	1982
48	歴史の道	1982・83	『歴史の道調査報告書Ⅲ 大和街道・伊勢別街道・伊賀街道』	三重県教育委員会	1983
49	歴史の道	1983・84	『歴史の道調査報告書Ⅵ美濃街道・濃州道・八風道・菰野道・巡見道・巡礼道・鈴鹿の峠道』	三重県教育委員会	1984
50	歴史の道	1985・86	『歴史の道調査報告書 伊勢街道・朝熊岳道・二見道・磯部道・青峰道・鳥羽道』	三重県教育委員会	1986
51	歴史の道	1986・87	『歴史の道調査報告書Ⅵ 東海道』	三重県教育委員会	1987
52	天然記念物	1969	『昭和 44 年度天然記念物緊急調査報告』	三重県教育委員会	1970
	天然記念物		『大杉谷動植物調査報告書』	三重県教育委員会	1972
53	天然記念物	1978	『昭和 53 年度特別天然記念物カモシカ生態調査報告書』	日本カモシカセンター、三重県教育委員会	1979
54	天然記念物	1981	『特別天然記念物カモシカ生息分布調査報告書—三重県—』	三重県教育委員会、(財)日本野生生物研究センター	1982
55	天然記念物	1985	『鈴鹿山地カモシカ保護地域特別調査報告書』	三重県教育委員会 滋賀県教育委員会 (財)日本野生生物研究センター	1986
56	天然記念物	1986～87	『紀伊山地カモシカ保護地域特別調査報告書 昭和 61・62 年度』	三重県教育委員会 奈良県教育委員会 和歌山県教育委員会	1988
57	天然記念物	1990	『鈴鹿山地カモシカ保護地域特別調査報告書 平成 2 年度』	三重県教育委員会 滋賀県教育委員会	1991
58	天然記念物	1992～93	『紀伊山地カモシカ保護地域特別調査報告書 平成 4・5 年度』	三重県教育委員会 奈良県教育委員会 和歌山県教育委員会	1994
59	天然記念物	1998～99	『鈴鹿山地カモシカ保護地域特別調査報告書 平成 10・11 年度』	三重県教育委員会 滋賀県教育委員会	2000
60	天然記念物	2000～02	『特別天然記念物オオサンショウウオ保護管理指針』	三重県教育委員会	2002
61	天然記念物	2000～01	『紀伊山地カモシカ保護地域特別調査報告書 平成 12・13 年度』	三重県教育委員会 奈良県教育委員会 和歌山県教育委員会	2002

62	天然記念物	2001～02	『天然記念物ネコギギ緊急調査報告書』	三重県教育委員会・三重県科学技術振興センター	2003
63	天然記念物	2003～05	『天然記念物ネコギギ保護管理指針』	三重県	2005
64	天然記念物	2006～07	『平成 18・19 年度鈴鹿山地カモシカ保護地域第 4 回特別調査報告書』	三重県教育委員会 滋賀県教育委員会	2008
65	天然記念物	2007～09	『三重県天然記念物オオダイガハラサンショウウオ保護管理指針』	三重県教育委員会	2009
66	天然記念物	2008～09	『紀伊山地カモシカ保護地域第 4 回特別調査報告書 平成 20・21 年度』	三重県教育委員会 奈良県教育委員会 和歌山県教育委員会	2010
67	天然記念物	2010～12	『特別天然記念物オオサンショウウオ保護管理指針 2012』	三重県教育委員会 奈良県教育委員会	2012
68	天然記念物	2014～15	『鈴鹿山地カモシカ保護地域 第 5 回特別調査報告書 平成 26・27 年度』	三重県教育委員会 滋賀県教育委員会	2016
69	天然記念物	2016～17	『紀伊山地カモシカ保護地域 第 5 回特別調査報告書 平成 28・29 年度』	三重県教育委員会 奈良県教育委員会 和歌山県教育委員会	2018

* 遺跡地図は除外しました。

* 「美術工芸」には、彫刻・工芸・古文書・典籍を含みます。

別表2 三重県文化財保護審議会委員名簿

(任期 平成30年9月24日～令和2年9月23日)

氏名	担当分野	所属
林 良彦	建造物	奈良文化財研究所客員研究員
黒田 龍二	建造物	神戸大学大学院教授
永島 明子	絵画・工芸	京都国立博物館
梶谷 亮治	絵画・工芸	奈良国立博物館名誉館員
山口 泰弘	絵画・工芸	三重大学教授
伊東 史朗	彫刻	和歌山県立博物館長
松岡 久美子	彫刻	近畿大学准教授
藤澤 典彦	彫刻・考古資料・歴史資料(石造物)	大阪大谷大学講師
岡野 友彦	文書・典籍・歴史資料	皇學館大学教授
岡崙 偉久子	文書・典籍・歴史資料	天理大学附属天理図書館 稀書目録室長
櫻井 治男	民俗	皇學館大学名誉教授
古家 信平	民俗	前筑波大学教授
鬼頭 秀明	民俗	中京大学講師
小澤 毅	考古資料・史跡・埋蔵文化財	三重大学教授
広瀬 和雄	考古資料・史跡・埋蔵文化財	国立歴史民俗博物館名誉教授
高橋 知奈津	名勝・埋蔵文化財	奈良文化財研究所研究員
道林 克禎	天然記念物(地質・地形)	名古屋大学教授
向井 譲	天然記念物(植物)	岐阜大学教授
前迫 ゆり	天然記念物(植物)	大阪産業大学大学院教授
森 誠一	天然記念物(動物)	岐阜協立大学大学院教授

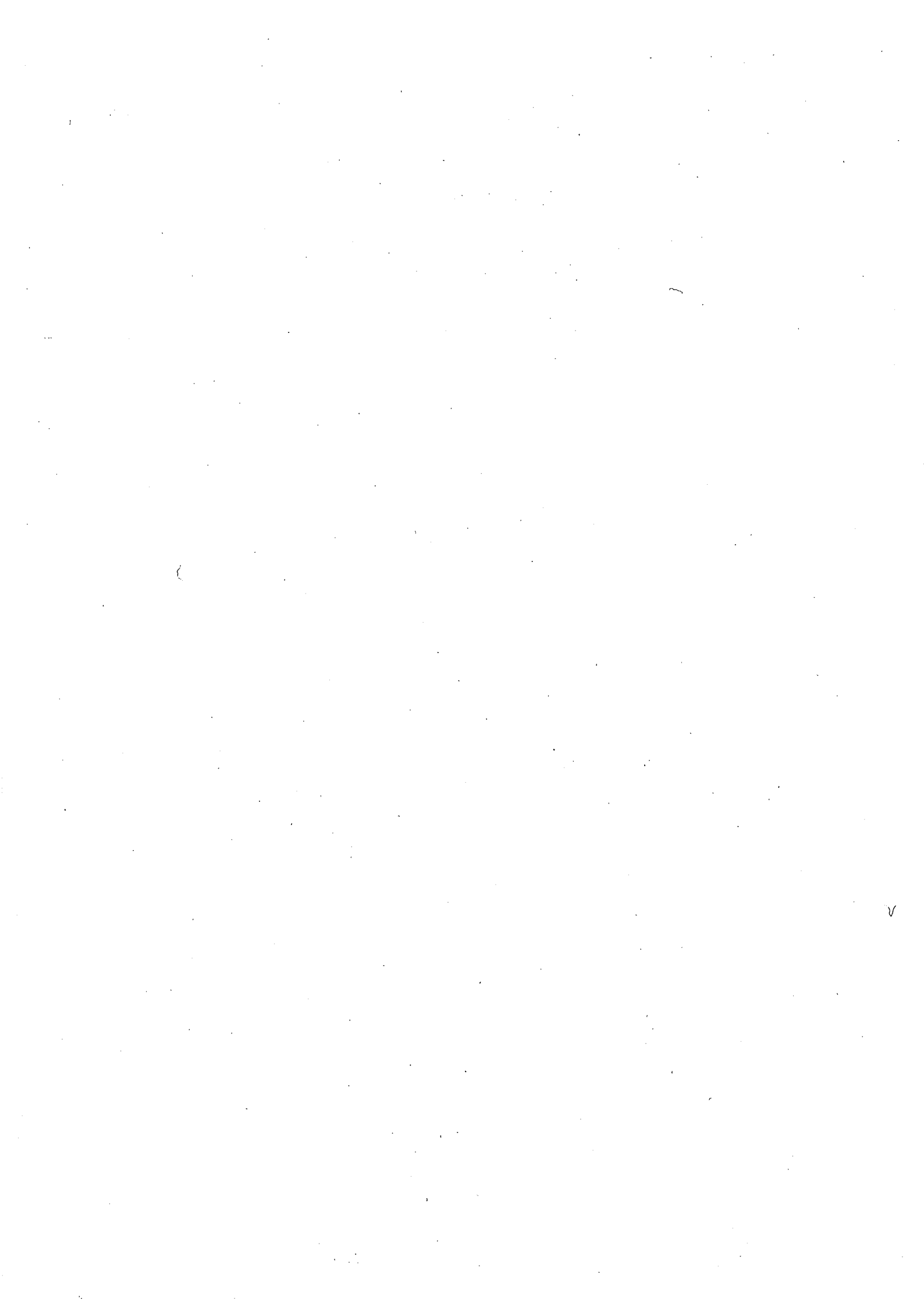
報告2

県立学校の部活動の取扱いについて

県立学校の部活動の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

令和2年6月4日提出

三重県教育委員会事務局
保健体育課長
高校教育課長



県立学校の部活動の取扱いについて

1 今後の部活動の留意点

部活動については、これまで「三重県部活動ガイドライン（平成31年3月改訂）」（以下、「県部活動ガイドライン」という。）に基づくとともに、新型コロナウイルス感染症に対応するため、令和2年5月15日付け「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（以下、「県立学校感染症対策ガイドライン」という。）を踏まえ、実施することとしているところです。

今般、文部科学省から令和2年5月22日付けで「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」（以下、「文部科学省衛生管理マニュアル」という。）が通知されました。この文部科学省衛生管理マニュアルは、学校の教育活動を再開していくにあたり、児童生徒等及び教職員の感染リスクを可能な限り低減するため、最新の知見に基づき作成されたものであり、県立学校感染症対策ガイドラインの中の部活動に関する内容も含まれています。

こうしたことから、今後の部活動については、県部活動ガイドラインに加え、文部科学省衛生管理マニュアルを踏まえ、運営していくこととします。

文部科学省衛生管理マニュアルでは、部活動は、地域の感染状況に応じて取り組むとされており、本県の現在の状況は「レベル1地域」に相当します。

「レベル1地域」は「可能な限り感染症対策をとった上で通常の活動を行います。」とされ、全体を通じての留意事項も示されています。この留意事項の内容を本県の状況に照らして以下のとおり部活動全体を通じての留意点として実施することとし、各学校において、教職員に徹底した上で、適切に実施することとしています。

また、運動部活動においては留意点に加え、中央競技団体からの感染予防対策のガイドラインや県高等学校体育連盟の感染拡大予防ガイドライン、今後策定予定の競技別大会実施要項などを参考にするとともに、文化部活動においては、県高等学校文化連盟の各部門から出される留意事項などを参考にすることとしています。

（部活動全体を通じての留意点）

- ・ 運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分に留意すること。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- ・ 生徒の健康・安全の確保のため、教師や部活動指導員等が活動状況を適切に確認すること。
- ・ 活動時間や休養日については、県部活動ガイドラインに基づき、実施内容等に十分留意すること。
- ・ 活動場所については、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施すること。

とが望ましいこと。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。

- ・ 用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- ・ 部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。

2 部活動の再開後の段階的な実施

約3か月間の臨時休業に伴い、児童生徒の運動不足による怪我が心配されることや熱中症予防にも配慮が必要な時期であることから、児童生徒に過度な負荷のかかる活動を控え、生徒の安全を第一に考えながら、練習内容を工夫し、自校内の活動から校外での活動等へ、段階的に実施するよう各学校に求めています。

- ①第1段階 自校内活動期間：6月1日（月）～12日（金）
- ②第2段階 県内での合同練習・練習試合の実施：6月13日（土）以降
- ③第3段階 県外での練習試合等（日帰り）の実施：6月19日（金）以降
- ④第4段階 県内での公式試合・公式大会への参加：7月1日（水）以降
- ⑤第5段階 県外での練習試合等（宿泊を伴う）の実施：7月10日（金）以降

3 県立学校部活動に係る大会・コンクール中止に伴う対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、高校生が部活動の成果を発表する場である大会やコンクールが中止になっています。これまで熱心に練習に取り組んできた生徒たちの活躍の場を確保するため、以下のとおり対応します。

(1) 運動部の対応

①中止となった全国大会・東海大会・県大会の状況

ア) 高等学校総合体育大会

- ・ 県高等学校総合体育大会（5/29-31）
- ・ 東海高等学校総合体育大会（6/20, 21）
- ・ 全国高等学校総合体育大会（7～8月）
- ・ 全国定時制通信制体育大会（7～9月）

イ) 全国高等学校野球選手権大会（8月）

全国高等学校野球選手権三重大会（7～8月）

②本県における対応

ア) 高等学校総合体育大会

- ・ 県高等学校総合体育大会については代替大会を開催します。これまでの学校ごとに順位をつける形式ではなく、開催可能な競技のみ実施します。
 - ・ 開催種目や日程については、6月9日に公表します。競技によっては、秋に3年生が出場する大会や種目の特性もあり、具体の開催種目の内容について協議中であり、9日時点で実施が未定の競技種目については、決定次第発表を行います。
 - ・ 大会開催にあたっては、競技ごとに感染症対策のための運営指針を作成のうえ、大会運営にのぞみます。
- イ) 全国高等学校野球選手権三重大会
- ・ 5月26日に県高等学校野球連盟が全国高等学校野球選手権大会三重大会の代替大会を開催することを決定しました。大会日程、運営方法など詳細については協議を進めており、6月9日に公表予定です。
 - ・ 大会開催にあたっては、日本高等学校野球連盟が作成したガイドラインを参考に感染症対策を徹底します。

(2) 文化部の対応

①全国大会、近畿大会の状況

第44回全国高等学校総合文化祭「高知大会」は、当初7月31日から8月6日の開催予定でしたが、オンラインでの開催が決定し、本県生徒は9部門（日本音楽、美術工芸、書道、写真、放送、弁論、新聞、文芸、軽音楽）に参加を予定しています。現在7月下旬以降の開催で調整中です。

第40回近畿高等学校総合文化祭「奈良大会」（11月13日～23日）は、全国高総文祭の今回の実施形式を参考に開催されることになっています。本県生徒は、16部門（演劇、合唱、器楽、吹奏楽、日本音楽、放送、マーチングバンド・バトントワリング、写真、書道、美術工芸、囲碁、将棋、新聞、文芸、百人一首かるた、郷土芸能・吟詠剣詩舞）に参加を予定しています。7月下旬までに詳細が発表される予定です。

②本県における対応

みえ高文祭（10月23日～25日、三重県総合文化センター）について、高校生の文化活動の発表の場を確保するため、部門は減らさず例年どおり開催します。詳細は、三重県高等学校文化連盟と県教育委員会で協議中です。感染症対策のため、実施方法の変更や参観日時を事前に割り振るなど、運営方法を検討します。

各部門の要望をふまえ、6月下旬に実施方法を決定します。その後、開催準備に携わる生徒実行委員会を組織し、生徒の意見も反映させて運営していきます。

